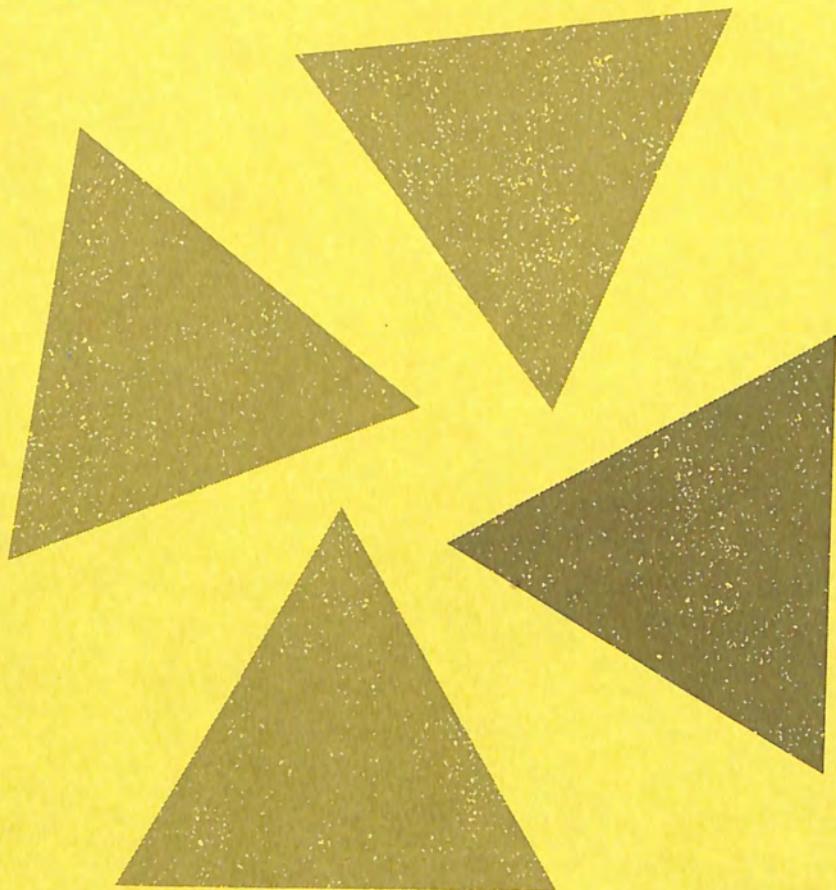


会報



目次

- 会長あいさつ 1
理事会・総会報告 2
トピックス :「地域のストレングスを活かすための地域医療の俯瞰」 10
ミニレクチャー :「子どもは逆境体験を乗り越えて成長し得ます」 11
懇話会 :「富士山信仰について」 18

資料

- 1) 平成28年度精神保健に関する技術研修課程 33
(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)
- 2) 定款 34
- 3) 名簿 42

会長あいさつ

4月の熊本地震、7月の相模原の事件は、精神保健福祉の関係者に重要な問題提議となりました。前者は都市災害への対処と支援を受ける側になることの備え、さらにDPATなどの災害精神保健の取組を総合的な災害対策に組み込む必要性を考えさせました。後者は地域精神保健の態勢強化の必要性を改めて示すものでした。多くの方々の犠牲をともなうこれらの災害事件をよりよい精神保健福祉の構築に活かすよう、当協議会としても活動を進めていきたいと思います。ご支援のほどよろしくお願ひいたします。

さて、昨年10月に当協議会会長となって早くも9か月が過ぎました。この間の一番大きな課題は、平成28年度からの当協議会の事務局の設置場所を決めることしたが、幸いにして国立精神・神経医療研究センターのご理解をいただき、同センター精神保健研究所精神保健計画研究部内に2年間継続することとなりました。また、同部山之内部長に事務局長を引き受けさせていただくなど、事務局体制も整えることができました。同センター水澤理事長をはじめとした関係者の皆さまのご支援・ご協力に深く感謝します。

主に本年4月以降の活動になりますが、会長立候補に当たって公約に掲げたことについて進捗状況を報告します。

各都道府県の精神保健福祉協会等（以下、各協会）の活動基盤強化のための情報収集・提供については、現在、各協会の運営基盤等に関する調査を行う準備を進めており、今秋には実施の予定です。できるだけ迅速に調査結果をまとめ、各協会に報告させていただきます。

外部資金の獲得による、アートをとおしての精神保健の啓発については、民間資金を確保して啓発イベントに取り組むべく情報収集を行い、申請の準備を進めているところです。また、関係者のご理解を得て、精神保健福祉全国大会の会場や、厚生労働省に精神障害者芸術作品の展示を行っていますが、これについても継続の予定です。日本精神保健福祉連盟が精神障害者のスポーツ振興事業に取り組んでいることから、当協議会によりアートをとおしての啓発は、それと対をなすものに育てていきたいと考えております。

他の精神保健関係団体との交流については、日本精神保健福祉連盟の会員組織としての活動を進めるとともに、JDC（日本うつ病センター）の実施する厚生労働省平成28年度自殺防止対策事業「ワンストップ支援のための情報プラットホームづくり」に参加・協力する予定です。

精神保健福祉活動の発展に貢献のあった団体・個人の顕彰については、精神保健福祉全国大会における表彰の場を活用して、精神保健福祉全国大会を主催した協会、精神保健医療福祉の発展に大きな貢献がありながら表彰を受ける機会のなかった全国組織を表彰候補に推薦するなどの取組を行いました。

本協議会の歴史的使命を想い、活動をさらに活発にするため一層努力します。

ご支援・ご協力のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

全国精神保健福祉連絡協議会

会長 竹島 正

（川崎市健康福祉局障害保健福祉部担当部長／精神保健福祉センター所長）

全国精神保健福祉連絡協議会 理事会・総会報告

平成 27 年度の全国精神保健福祉連絡協議会の理事会・総会は、平成 27 年 10 月 29 日（木）に山梨県において開催された。

この総会では、平成 26 年度事業報告、収支決算、収支決算、平成 27 年度事業計画（案）、収支予算（案）、平成 28 年度事業計画（案）、収支予算（案）が承認された。

平成 26 年度 事業報告書

平成 26 年度においては、本会の事業を推進するため次のことを実施した。

1. 総会の開催
(平成 26 年 10 月 30 日 (木) 徳島県)
2. 常務理事会及び理事会
常務理事会
(平成 26 年 8 月 14 日 (木) 東京都)
理 事 会
(平成 26 年 10 月 30 日 (木) 徳島県)
第 2 回理事会
(平成 27 年 3 月 16 日～30 日 電子上)
3. 第 62 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示
(平成 26 年 10 月 31 日 (金) 徳島県)
4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催
(平成 26 年 10 月 30 日 (木) 徳島県)
ミニレクチャー 「故矢内純吉先生に学ぶ地域精神保健福祉の過去と明日
—保健相談員活動を基軸に—」
全国精神保健福祉相談員会 相談役 殿村 壽敏 氏
懇話会 「徳島の文化について—阿波藍と人形浄瑠璃—」
NPO 法人阿波農村舞台の会 理事長 大和 武生 氏
5. 「会報」誌の発行、配布（第 59 号）
6. 「地方精神保健」誌の発行、配布（第 34 号）
7. 各協（議）会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び
日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. 精神障害者の芸術活動と啓発委員会及び情報収集等
10. その他
奈良県、政令指定都市の加入働きかけ

平成 26 年度 収支決算書

【収入】自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日 (単位: 円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成 26 年度会費 46 都道府県分 @35,000
雑収入	352	銀行預金利息
精神障害者の 芸術活動と啓発	6,700	展覧会来場者の寄附
繰越額	1,560,765	平成 25 年度からの繰越分
計	3,177,817	

【支出】自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日 (単位: 円)

科目	金額	摘要
事業費	賃金	税込 160,000 事務業務(延べ 20 日 @8,000) 20×7,184
	諸謝金	税込 90,000 ミニレクチャー講師謝金(30,000) 26,937 懇話会講師謝金(50,000) 44,895 会報原稿執筆謝金(10,000) 8,979
	印刷製本費	517,362 会報(第 59 号) 187,660 地方精神保健(第 34 号) 329,702
	通信運搬費	109,637 通信費・運搬費
	会議費	56,840 会場借料・会議費
	精神障害者の芸術活動と啓発	181,353 情報収集費
事業費合計	1,115,192	
管理費	賃金	税込 160,000 事務業務(延べ 20 日 @8,000) 20×7,184
	旅費	129,250 常務理事会出席旅費 43,250 総会、理事会出席旅費 58,320 その他 27,680
	消耗品費	5,746 消耗品費、備品費 5,746
	広報費	110,000 HP 更新関連費 110,000
	支払手数料	121,080 税務、登記関係経費、源泉所得税 121,080
	租税公課	41,200 印紙代 11,200 登記関係の過料支払い 30,000
	諸会費	100,000 日本精神保健福祉連盟会費 100,000
	雑費	16,308 雜役務費 16,308
	管理費合計	683,584
	法人税	70,000 平成 25 年度法人市民税、都民税 70,000
	源泉所得税	4,608 前年度未払い分 4,608
	繰越金	1,304,433 翌年度への繰越額
	計	3,177,817

平成 27 年度 事業計画書（案）

1. 総会の開催
(平成 27 年 10 月 29 日 (木) 山梨県)
2. 理事会及び常務理事会の開催
常務理事会 (平成 27 年 8 月 7 日 (金) 東京都)
理事会 (平成 27 年 10 月 29 日 (木) 山梨県)
第 2 回理事会 (平成 28 年 3 月 電子上)
3. 第 63 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示
(平成 27 年 10 月 30 日 (金) 山梨県)
4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催
(平成 27 年 10 月 29 日 (木) 山梨県)
ミニレクチャー 「子どもは逆境体験を乗り越えて成長し得ます」
山梨県精神保健福祉センター 所長 小石 誠二 氏
懇話会 「富士山信仰について」
ふじさんミュージアム 学芸員 篠原 武 氏
5. 「会報」誌の発行、配布 (第 60 号)
6. 「地方精神保健」誌の発行、配布 (第 35 号)
7. 各協（議）会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉事業功労者の厚生労働大臣及び日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. WHO 西太平洋地域自殺対策会議(平成 27 年 12 月 1-2 日。主催:WHO, WHOWPR, 国立精神・神経医療研究センター)における自殺の疫学に関するワークショップ及び市民公開シンポジウムの開催協力
10. 精神障害者の芸術活動と啓発委員会及び情報収集等
11. その他
 - ①会長選考について
 - ②各協（議）会と都道府県とのかかわりについて
 - ③事務局の業務委託について

平成 27 年度 収支見込書（案）

【収入】自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日 (単位:円)

科目	金額	摘要
会費	1,610,000	平成 27 年度会費 46 都道府県分 @35,000 円
雑収入	1,000	銀行預金利息
自殺予防に関する啓発事業	682,542	WPA 疫学・公衆衛生セクション奈良会議 (2014)
繰越額	1,304,433	平成 26 年度からの繰越分
計	3,597,975	

【支出】自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日 (単位:円)

科目	金額	摘要
事業費	賃金	税込 104,000 事務業務(延べ 13 日 @8,000) 13 × 7,184
	諸謝金	厚労省絵画架け替え謝金(8,000) 7,184 ミニレクチャー講師謝金(30,000) 26,937 懇話会講師謝金(50,000) 44,895 会報原稿執筆謝金(20,000) 17,958
	印刷製本費	490,000 会報(第 60 号) 190,000 地方精神保健(第 35 号) 300,000
	通信運搬費	100,000 通信費・運搬費
	会議費	50,000 会場借料・会議費
	精神障害者の芸術活動と啓発	50,000 情報収集費
	自殺予防に関する啓発事業	682,542 「WHO 西太平洋地域自殺対策会議」における自殺の疫学に関するワークショップおよび市民公開シンポジウムの開催協力
	事業費合計	1,584,542
管理費	賃金	税込 104,000 事務業務(延べ 13 日 @8,000) 13 × 7,184
	旅費	100,320 常務理事会出席旅費 26,060 総会、理事会出席旅費 24,260 その他 50,000
	消耗品費	10,000 消耗品・備品費
	広報費	110,000 H P 更新関連費
	支払手数料	120,000 税務、登記関係経費
	租税公課	10,000 印紙代
	諸会費	100,000 日本精神保健福祉連盟会費
	雑費	10,000 雜役務費
事務委託費		112,000
管理費合計		676,320
法人税		70,000 平成 26 年度法人市民税、都民税
繰越金		1,267,113 翌年度への繰越額
		3,597,975

平成 28 年度 事業計画書（案）

1. 総会の開催（群馬県）
2. 常務理事会及び理事会の開催
(常務理事会：東京都、理事会：群馬県、電子上)
3. 第 64 回精神保健福祉全国大会への参加及び精神障害者の絵画作品の展示（群馬県）
4. 「ミニレクチャー」「懇話会」の開催（群馬県）
5. 「会報」の発行、配布（年 1 回発行）
6. 「地方精神保健」誌の発行、配布（年 1 回発行）
7. 各協（議）会機関誌等の収集及び広報活動
8. 精神保健福祉功労者の厚生労働大臣及び日本精神保健福祉連盟会長表彰候補者の推薦
9. 精神障害者の芸術活動と啓発委員会及び情報収集等
10. その他

平成 28 年度 収支見込書（案）

【収入】自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日（単位：円）

収 入 の 部		
科 目	金 額	摘 要
会費	1,610,000	平成 28 年度会費 46 都道府県分 @ 35,000 円
雑収入	1,000	銀行預金利息
繰越額	1,267,113	前年度予定
計	2,878,113	

【支出】自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日（単位：円）

科 目			金 額	摘要
事業費	諸謝金	税込 108,000	厚労省絵画掛け替え謝金(8,000) ミニレクチャー講師謝金(30,000) 懇話会講師謝金(50,000) 会報原稿執筆謝金(2 人 × 10,000)	7,184 26,937 44,895 17,958
	印刷製本費	490,000	会報(第 61 号) 地方精神保健(第 36 号)	190,000 300,000
	通信運搬費	100,000	通信費・運搬費	
	会議費	50,000	会場借料・会議費(総会、理事会費含む)	
	精神障害者の芸術活動と啓発	50,000	情報収集費	
	事業費合計	798,000		
管理費	旅費	100,320	常務理事会出席旅費 総会、理事会出席旅費 その他	26,060 24,260 50,000
	消耗品費	10,000	消耗品・備品費	
	広報費	110,000	HP 更新関連費	
	支払手数料	120,000	税務、登記関係経費、源泉所得税	
	租税公課	10,000	印紙代	
	諸会費	100,000	日本精神保健福祉連盟会費	
	雜費	10,000	雜役務費	
	事務業務委託費	320,000		
	管理費合計	780,320		
	法人税	70,000	平成 27 年度法人市民税、都民税	
	繰越金	1,229,793	翌年度への繰越額	
		2,878,113		

平成27年度全国精神保健福祉連絡協議会

理事会・総会議事要旨

A. 理事会議事要旨

日 時： 平成 27 年 10 月 29 日（木） 午後 1 時 30 分～2 時 10 分

場 所： 山梨県立図書館 2F 多目的ホール（山梨）

議 事：

第 1 号議案～第 3 号議案

第 1 号議案 平成 26 年度事業報告について

第 2 号議案 平成 26 年度収支決算について

第 3 号議案 平成 26 年度会計監査報告について

承認された。

第 4 号議案～第 5 号議案

第 4 号議案 平成 27 年度事業計画（案）について

第 5 号議案 平成 27 年度収支予算（案）について

承認された。

第 6 号議案～第 7 号議案

第 6 号議案 平成 28 年度事業計画（案）について

第 7 号議案 平成 28 年度収支見込（案）について

承認された。

その他①会長について

常務理事会において推薦された竹島会長代行が承認された。

承認された。

その他②各協（議）会と都道府県とのかかわりについて

埼玉県、山梨県の現状の報告があった。

B. 総会議事要旨

日 時： 平成 27 年 10 月 30 日 午後 2 時 20 分～3 時 00 分

場 所： 山梨県立図書館 2F 多目的ホール（山梨）

議 事：

第 1 号議案～第 3 号議案

第 1 号議案 平成 26 年度事業報告について

第 2 号議案 平成 26 年度収支決算について

第 3 号議案 平成 26 年度会計監査報告について

承認された。

第 4 号議案～第 5 号議案

第 4 号議案 平成 27 年度事業計画（案）について

第 5 号議案 平成 27 年度収支予算（案）について

承認された。

第 6 号議案～第 7 号議案

第 6 号議案 平成 28 年度事業計画（案）について

第 7 号議案 平成 28 年度収支見込（案）について

承認された。

その他①会長について

常務理事会において推薦された竹島会長代行が承認された。

その他②各協（議）会と都道府県とのかかわりについて

参加 9 都道府県の現状の報告があった。

トピックス

地域のストレングスを活かすための精神医療の俯瞰

精神医療が「病院中心から地域中心へ」と舵を切り、精神病床の削減と長期入院者の地域移行・地域定着に関する施策がとられるようになったのは、前世紀のことである。その後わが国の精神保健医療福祉は、どのような軌跡をたどったのだろうか。

精神病床数は、平成6(1994)年をピークに以降漸減傾向にあり、平成26(2014)年には33万8千床となった。精神病床における平均在院日数(病院報告)も平成元(1989)年には496日だったものが以降減少を辿り、平成26(2014)年には281日となった。その間には、機能分化、精神科救急病棟、重度かつ慢性、身体合併症、医療計画重要疾病への組み入れ等、さまざまな施策や課題が生じてきている。そして、精神医療のみならずわが国の人口構造の変化も進んできている。高齢化・人口減少・大都市への人口集中の動きは、社会全体に大きなうねりとして押し寄せつつある。

地域の精神保健医療福祉を考えるとき、社会全体のこの人口問題を基盤に、各精神医療の課題や施策を総括し、今後の施策に反映させていかなければならないと考える。その際、精神医療独特の人口問題が潜んでいることに目を向けなければならない、それは、昭和30年代から平成6年まで増え続けた病床に長期入院している患者層が、高齢化し死亡し始めていることである。地域の精神保健医療福祉の今後を設計する際、これら諸動向を地域ごとにレビューし、それぞれの地域の保健医療福祉の文化や慣行、すなわち地域の持ち味やストレングスと照らし合わせながら、地域に見合った施策を進めていくことが大切ではないだろうか。

現在、われわれはこのような問題意識を持って各地域(都道府県・二次医療圏等)における将来の患者数、保健福祉の需要見込みなどの研究を進めている。それは、永きに渡って地域精神保健医療福祉を培ってきた関係者の努力や軌跡、そして地域に住む人々のストレングスを活かしていくような道筋を作るものにしたいと考えている。

国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 精神保健計画研究部長
山之内 芳雄
(全国精神保健福祉連絡協議会事務局長)

ミニレクチャー

子どもは逆境体験を乗り越えて成長し得ます

竹島：それでは早速ミニレクチャーを開始します。よろしくお願ひします。小石先生のご略歴を簡単に紹介させて頂きます。昭和63年に京都大学医学部を卒業し、島根県立中央病院小児科でスタートし、京都大学附属病院などを経て大学院で小児血液学を専攻した後、東海大学の精神科での後期研修と精神科病院勤務を経て東海大学精神科助手、平成15年からあいち小児保健医療総合センターの心療科医長、名古屋大学病院親と子どもの心療部講師を経て国立精神・神経センター病院精神科に所属された後、23年4月から山梨県立精神保健福祉センターの所長をされております。小児科と精神科の専門医を兼ね、こちらの地域の仕事を任せ、子どものことを考える非常に貴重な経験を持つ先生で、さらに活動を期待します。今日は、子どもたちは逆境体験を乗り越えて成長し得ますという題目で3時55分をめどに、短時間ですが話をお願いできたらと思いますので、よろしくお願ひします。

小石：では始めさせていただきます。竹島先生、過分なご紹介をありがとうございます。精神保健福祉センターの所長ですので、精神障害を持つ人の社会復帰の話などができると良いのですが、4年前まで子どもの医療ばかりに携わっており、本日は子どものテーマでお話しさせていただきます。

まず、子どもというものの特徴ですが、医療では「勝負が早い」と言われます。例えば新生児が熱を出すると、敗血症と診断して治療を始めてしまい、検査結果が出て大丈夫なら治療中止、というのが教科書的にも正しいとされています。ダメージを受けやすいかわりに、治療に反応しやすく回復が早いのも特徴で、臓器レベルでは完全には回復しない場合も、細胞の増殖、組織の成長が盛んで機能も未分化ですので代償が利きやすく、また生活技能も色々な形で獲得しやすいです。例えば脳に傷を負っても、場所にもよりますが、大人の脳梗塞や出血の場合に比べ、この場所がやられたらこの機能が失われるはず、というふうに単純に障害が残るとは限らず、意外に大丈夫なこともあります。他にも、右利きになるはずだった子どもが、左の脳の運動野が傷むと自然に左利きになり、もともと左利きの人みたいに生活できたりします。一方、子どもの場合、いろいろなダメージが人としての成長に大きく影響する側面もあります。思考や行動が白紙で、どうでも染まる、タブラー・ラサなどとも言います。実際は人類行動遺伝学などで行動を数量化すると、遺伝的に規定されている部分のほうが大きいことが示されているのですが。また、次の環境に入ると大きな修正が可能になるのも子どもの特徴です。つまり子どもは、脆弱で不安定ですが、治療や介入が間に合えば、かなりひどい状態に見えても救えたり、かなりの後遺症が予想されても意外に良く乗り越える可能性があります。代償的な能力の伸びの例で、視覚障害の場合を挙げます。将棋の石田流は角と角がぶつかった状態で相手の飛車先の歩が来たのも放置する激しい戦法ですが、これを江戸時代に開発したのは石田検校という人です。この「検校」というのは目の不自由な人に割り振られた高い役職だそうで、見えな

いことが構想力を高めたかも、とも言われています。ピアニストの梯剛之さんは小児がんにより生後1カ月で失明されたそうですが、2000年のショパンコンクールで現地のワルシャワの記者賞を受賞されました。辻井伸行さんは生来、視力が出ない状態ですが10歳からプロデビューし、2009年にアメリカでヴァン・クライバーン国際ピアノコンクールというコンクールで優勝され、日本じゅう大フィーバーでしたね。京都の八つ橋は琴をかたどった干菓子の方が元の形で、これは琴の現代につながる演奏流儀の開祖で名曲「六段の調べ」も残した八つ橋検校という名手をしのぶものです。宮城道雄さんは8歳頃に完全に失明されましたが20世紀前半から世界的に活躍され、名曲「春の海」などで有名ですね。幼くして視力のように大きな機能が失われると他の機能一聴覚とか固有知覚による空間認知とか一が通常よりずっと高度に育つ可能性があります。

小児の医学や医療、特に未熟児と悪性腫瘍の治療成績は飛躍的に改善しました。どちらもすこく人手がかかりますが、日本では偉い先輩達が予算もスタッフも増やさず献身的に働き、昭和の末には世界で最も新生児の死亡率が低くなりました。そのせいで、というと申し訳ないですが平成4年頃の学会で厚生省の人が「大変そうだけど、すでに世界一なので予算は増えません」と話されました。また、小児科は大変で報われない、が医学生の常識になって若手が入らなくなりました。最近は新生児科での三交代制導入など、生活の質の改善を図り、若手が少し増えたようです。

昭和50年頃にはすでに子どもの悪性腫瘍の治療成績が飛躍的に改善し始めていましたが、common ALLつまり一番よくある種類の白血病が「一旦は寛解に入るけど・・・」という時代でした。1990年代には大半は治る感じになり、それでも不幸な経過をたどる子どももいますが、大学の病棟で予後不良なことを説明すると、親御さんが「うちの子は普通の白血病なのにどうして？」と主治医や指導医に食って掛かるような話を聞きます。今や日本の20~40歳の人口の700人に1人が小児がん経験者です。身体医学的にいろいろと合併症を抱えつつ育ち、成人期に新たな後遺症が出ることもあります。その中の心理社会的な健康についてもようやく注目されつつあります。病気や治療で脳が傷んで認知機能の発達に影響が生じこともあります。例えば、中枢神経系から白血病が再発するのを、昔は放射線照射で防いでいましたが、あとで知能低下や脳腫瘍が起こることがあるので、抗がん剤の大量療法や、脊髄の髄腔内に薬を入れる方法での治療に置き換えたが、それでも空間認知の問題や注意力の障害は結構起こります。脳腫瘍の場合は更にいろいろな後遺症があります。しかし認知機能の問題を指摘すると「後遺症無き生存」と言いにくいためか、従来は「気持ちのショックが後の生活に影響する」といった部分ばかり論じられていました。しかし適切な評価・支援でさらに良い社会的予後が期待でき、アメリカではこの10年くらいでかなり検討が進みました。闘病経験が良い方へ影響する話は、日本の若者では以前には今よりもっと結核が猛威でしたが、療養所などの経験者が後に大きく社会貢献した例も多く、過酷で不安な療養生活が人格的な成長の契機にもなり得ることが知られています。最近は「心的外傷後成長」と表現しますが、ここを応援することが大事です。

少子化もあって家族メンバーの数が少ないので、重い病気のメンバーが出ると家族機能が從来より更に大きく低下し、病児の同胞は苦しくなってSOSを出しにくい傾向です。この「きょうだい」も不利な状況であると同時に、乗り越えて大きな成長を遂げる機会もあり、支援

の対象として重要、ということがようやく日本でも普及し始めました。

気持ちの傷つき・心的外傷自体が大きな話題になっている領域の一つが、学校などのいじめの問題です。文科省が定義を示しています。いじめは日本特有でも人類特有でもなく種を超えて広い範囲にありますが、いじめによる自殺者がいる学校に限って「うちにはいじめはない」「本人の要因」と主張したがる傾向のようです。大抵の犯罪で、被害者になる要因は探せます。体格が小さくて弱そうだからひったくりに遭うんだ、とかですね。学校も、立ち回りが下手な子がいじめに遭うと、発達障害だから本人の問題、とかレッテルを貼って話を丸く收めよう、という方向性が今でも生じがちで、困ったものです。

カウンセラーや精神科医には、いまだに何でも「母子関係が原因」と言いたがる先生方もたくさんいます。子どもは胎児期から幼児期までは、標準的な育児状況だと環境というとほとんど「イコール母親役割の人」ですので、何でも母子関係と関係づける理屈も成り立つかもしれません。そうすると思春期には仲間関係が非常に重要なので何でも仲間関係か学校のせい、のはずですが、精神分析理論の誤った解釈もあり、胎児期や乳幼児期からの発達課題が標準的に進んでいない部分や、本当は一旦は身についたものがいじめ被害のせいで崩れているところを見つけて「やはりここが元々できていなくて本人側の要因」とこじつけます。社会性や対人スキルの獲得に通常より遅い部分があっても、おおむね普通に過ごせれば、各発達課題の進みが早いか遅いかは個性で、本来それ自体は問題なく、そこをターゲットにしていじめる側が問題です。児童生徒にとって学校場面は社会というものの数少ない実例です。社会の代表である教員がいじめを放置したり対応できなかったりすると、いじめ被害の子は社会への安心感が崩れます。すると感情面は赤ちゃん時代に戻り、無条件に大事にされたり世話をされたりする体験が必要になる場合もあります。これを「育て直し」などとも呼びますが実際は、新生児期からの被虐待ケースに対してかなり強引に育て直しの一環とされる技法を試みても上手く行きません。つまりこれは、それなりに良く育てられて来た子どもの場合に、そのおさらいをすると安心感が回復して症状が解決に向かう、ということです。その場合も本人の苦痛や混乱が大きく、自傷行為の頻発や自殺企図の反復もまれではありませんが、なぜか特に日本の児童精神医学では従来、本人の病理としての説明に熱心で、若年層の自殺対策などの中でもいじめの問題は矮小化されているように思います。いじめの後遺症については一部の少女漫画などの方がよほど臨床的な示唆に富んだ内容と言えるかも知れません。

次は虐待などの話です。まずルーマニア養子研究と呼ばれるのですが、1980年代末に倒れたルーマニアの独裁政権は、末期には多数の子どもたちを乳児院に収容し、そこが非常に劣悪な環境だったことが判明しました。かなりの人数がイギリスに引き取られ、その子どもたちの状態が自閉症に似ていたので大規模な観察と十数年にわたる追跡調査が行われました。その結果から一遺伝的素因による個体差も大きいはずですが、知能や自閉症的特徴、言葉の遅れも体格の小ささや運動の問題もおおむね回復するが、思春期が早く来てしまうことが分かりました。養子になった直後の知能や情動・行動は、その後の経過と意外に関係が少なく、精神遲滞や自閉症が有るよう見えても実際には回復一低年齢から介入すればですが、栄養状態の悪くない例でも問題は生じていました。つまり保育者との社会的な交流一この研究はボウルビィ以来の愛着理論をベースにしているのでアタッチメントですねーが重要という考察です。問題が今まで続くリスクは、養育環境が正常化した年齢と関係します。この臨界期は生後6カ月、

8カ月、24カ月と諸説あり、その辺りかなど。養育者の声掛けや抱っこが生後6か月以上にわたって欠乏すると頭団の成長にも影響します。愛着が相手かまわずになるなどの自閉症的特徴、不注意、多動、知能障害なども生じ、回復に向かうとはいえる15歳の時点でも影響は残ります。変化が大きいのは養子になって2年間ですがその後も回復は続きます。頭団が10歳を超えてから追いつく例もあります。しかし思春期にうつや不安を生じるリスクは高いことなども示されました。

児童虐待について日本では、主に死亡事例に際して児童相談所を非難するだけの報道を通して認識が広がっていますが、私が子どもの頃には「せっかん死」で新聞記事になっていた記憶があります。欧米は産業革命の時代にも、子どもは狭くても通れるからということで炭鉱で石炭を運ばせたりしていますが、日本は戦国時代に来た宣教師なども、子どもを大事にする文化を指摘しています。体罰も少なく、江戸時代にはせっかん死させた親は打ち首だったという先生もおられます。明治維新から過酷な労働があちこちに持ち込まれ、その中で児童の過酷な労働を防ぐため、満州事変の少しあとくらいに昔の児童虐待防止法が作られました。戦後は児童福祉法に吸収されましたが、その後、核家族化が進み育児が密室化します。一方、家制度の名残で家庭内の秘密としてもみ消されて公的機関が手出しができない状態も少し崩れたと思います。海外でも虐待対策が体系化されて文献も増えケンブの『バタード・チャイルド・シンドローム』が昭和37年の本で日本でも徐々に報告が増え、非常に熱心な小児科医などもいて、平成2年から厚生省が児童相談所で対応した虐待件数を集計した当初はまだ1,000件あまりでしたが認識が拡がって件数も急増し、平成12年には新たな児童虐待防止法が、今回は家庭での親による虐待の対策を中心にして作られました。虐待は身体的虐待、暴言やきょうだい間の差別のような心理的虐待、食事や必要な医療などを与えない養育遺棄すなわちネグレクトー医療に関しては親の偏った信念で輸血などを拒否して子どもの命が危なくなる「医療ネグレクト」を別口で扱うこともありますが、子どもを性的に搾取して児童ポルノで稼いだり性的行為を加える性的虐待。この四つに分類します。両親間のドメスティックバイオレンスを目撃するのは心理的虐待に含めても良いですが、別カウントすることもあります。私の経験でも、平成4年に小児科で先天性の病気による重い知的障害の子どもが、ほぼ明らかに親の暴力による脊髄損傷で病院に担ぎ込まれてきた例があり、先輩が診ていましたが、当時は児童相談所へ通告などはせず、身体医学的な処置だけしているのがまだ「普通」だった記憶があります。怪我や低栄養などの身体的問題による後遺症も深刻ですが、どこに分類される虐待でも、心理社会的影響による発育や発達への悪影響も最近は強く認識されるようになりました。これは先ほどのルーマニア養子研究でも示されるように環境調整で予後が改善する可能性も高いです。途中は非常に大変ですが、虐待事例の数はうなぎのぼりで昨年度は9万件近くです。私が平成11年にバイト先の、やや人口密度の低い地域の児童相談所（以下、児相）では「住民の大半は役所に親戚がいるので事例として出てこない」と聞きました。翌年度からバイト先が東京都の児相の中ではケースが少ない、というところに移りましたが、虐待への対応が児相の仕事の半分くらいまで急増して大変、といった話でした。その後の件数増加を考えると虐待対応だけでも従来の児相の業務全体の何倍にもなっている計算です。少し増員しましたが若い職員の比率も増え、児相は全国的に、本当は成り立つはずもないですね。平成5年に、全国の全ての児相に常勤の児童精神科医を配置する計画も有りましたが、児相の方が児童精神科医よりは数が多いかもと

笑い話にもなり、当然実現していません。児相は権限ばかり多く、警察との連携も法整備が不十分で、児童福祉司さんが若手からベテランまで倒れたり辞めたりしていく状態です。さて、無事に子どもを保護し、子どもの自宅は依然として危険といった場合は児童養護施設などへ処置しますが、児童養護施設の人員配置は、親が病気や死別で養育できない子どもが入所するイメージで、被虐待後遺症の子どもたちに対応できる体制ではなく、施設内虐待も生じています。たとえば性的虐待で後遺症が実は出ている、といった子どもたちが入ると、施設内で新たに子ども同士の問題が生じますし、施設職員が巻き込まれて加害者になる事例も発生しています。治療的な関わりの必要性が認識された子どもたちは、これも元来は不登校の子どもたちがおとなしく入所や通所をするイメージのところですが、情緒障害児短期治療施設一山梨県は未設置ですが、など何とか受け入れている現状です。なお、最近は里親養育の利点が強調されますが、山梨県は実は里親への委託率が高いです。虐待の影響で、自分が親から習い覚えたとおり他の子どもに人権侵害したり、人間関係の基本は殴られることと言わんばかりに挑発行動を繰り広げたりする子どもたちへの対応には、かなりの専門性と熟練が必要です。ところで、児童虐待は人間だけの行動で他の動物には無い、といった論説を見かけますが、養育中のストレスで母親が子どもを殺す現象は多数の哺乳類で知られています。つまり児童虐待は、育児を取り巻く環境に左右されます。最近は虐待の世代間伝達、すなわち、児童虐待を生き延びて親になった際に、自分が育てられたときに習得している親子関係のパターンすなわち虐待的な習慣に引きずられて虐待になってしまう問題が強調され、これも重要です。ただし「虐待する親へは怒りでなく共感的な支援を！」という文脈の中で「虐待する親は全て虐待されて育った被害者」という先生方がいたり虐待の定義も「子どもが嫌だと感じたら全て虐待」となっていました。しかし「全て」が一人歩きしがちですが、これは本当に全員という意味ではありません。上述の世代間伝達は25から30パーセント程度です。世代ごとに虐待が3分の1に減ると良いのですが、残念ながらそうではないわけです。さて最近、虐待によって脳に物理的な傷が入らなくても脳の発育に影響が生じることが画像検査などの進歩によって明確に示されます。以前は、出生後は脳の神経細胞自体は作られないと言われていましたが、実際は多少の再生は有るようです。他に、神経回路は組み替えが盛ん、使ったところが育つ、幼児期に形成された神経回路のうち使用されないものは小学生頃に消えていく、などが知られています。虐待の種別により、関係しそうな脳部位が体積にして1~2割程度、発育が少ないことが示されています。虐待を生き延びる間、その部分の脳の働きが少ないと反映と考えると、環境への適応という位置づけもあり得ますが、脳の発育にも影響し、正常な環境ではしばしば不便につながります。脳の発育を考えに入れなくても、養育者との間でコミュニケーションが育たなかったり、またその中で「共感的に対応されながら自分の気持ちと世の中の現実との間の折り合いをつける」といった普通の親子関係で身に付く部分が不足すると、言語的な能力が低くなり、学力以外にも、自分の行動や気持ちを振り返る内省力も弱いために問題行動が続いてしまう可能性も指摘されています。その時点での能力に応じた教科学習なども大切になります。

児童虐待への対応は発見と環境調整ですが、何でも保護して引き離せば良いわけではありません。例えば思春期に社会との関係などが育つ時期は、自分の特性を知ったり、特性に応じた社会適応のモデルを求めたりしたい気持ちが強く、ルーツ探しをします。親子関係の中で育つことの利点は大きいです。育児とそれを取り巻く環境を支援し、正常な今時代に合った非

暴力的な文化の中で育つことも含めてー育児状況に戻すことを目指します。

しかし支援は行動の修正も含むので、社会との関係に緊張を抱えている親にとっては受け入れがしばしば困難で、反発や不遵守が生じ、児相の関わりが無効になることが多いです。平成12年頃から、保護した子どもの親子再統合を支援するための非常勤医師枠なども全国的に作られましたが、それだけで上手く行けば苦労はない、というところかもしれません。子ども側へも、保護して新しい環境になった場合、そこでの適応の難しさなどを手掛かりに支援の必要性を捉えて対処します。気分障害や統合失調症が発症している場合もあります。愛着障害も解離なども生じます。PTSDの診断基準は満たさなくてもそれと同様の病態を抱える例は多いです。認知発達の偏りも、遺伝的要素も大きいですが、よくあります。

入院治療の必要なケースも多々あります。虐待の後遺症での入院の主な対象は、児童精神科領域では小学生ですが、山梨県内は中学生にならないと入院しにくい雰囲気で、社会資源の問題もあります。入院は病態の重さだけでなく、施設や里親養育での処遇の困難さによっても適応が左右されます。虐待による問題への医療システムの例として愛知県立の子ども病院について少し説明いたします。精神科に相当する病棟は2003年度からで、私は当時、精神科に移って後期研修3年が終わって更に2年経った段階でしたが、病棟医長として着任しました。2回目の研修医生活をした東海大学病院精神科の病棟は、主に境界パーソナリティ障害の患者さんの精神療法的な入院治療をする開放病棟でしたので、その病棟のやり方を可能な範囲でマネしました。中心は有名な児童精神科医で、精神科医3名、発達専門の小児科医1名、35床の病棟で、中に閉鎖エリアや保護室があり、場合によっては身体拘束も行いますが一般の小児科病棟でした。200床の病院全体で常勤の臨床心理士5名、他にも保育士、作業療法士など、さらに心理系学生などのボランティアも加わり人手は豊富でしたが、被虐待児の割合はー3割を超えると施設も病棟も崩壊の危機などといいますがー常時7、8割いました。

基本的な体制は、主治医毎に毎週半日は病棟スタッフとのカンファを持ち、治療は通常の精神看護的な関わりー日々の行動と気持ちの振り返り・建設的内省などと、薬物療法、活動プログラム、心理士の面接や遊戯療法、「遊ぶ」こと自体を重視する保育士の対応、といった組み立てでした。自閉症スペクトラムに虐待やいじめ被害が加わると、解離性障害が良く生じることも判りました。性的虐待の被害者もその親も、トラウマ処理に特化した治療技法を導入しないと前に進めない事例が多数あり、科の中心である杉山登志郎先生がEMDRという治療技法を導入して対応していました。性的虐待事例などでは、自分の受けた被害を理解して激しく動搖して行動が荒れる例もあります。外来診察室で心理治療やトラウマ処理を行い、病棟に戻ると女性の一時はまだ性的虐待被害者として事例化するのは女児ばかりでしたー看護スタッフが、場合によっては長時間の抱っこなどで、なんとか安心感を取り戻して落ち着くのを体当たりで支援する大変な治療構造でした。私が名大病院に移った後、病棟内に性的虐待対応チームを設置し、マニュアルを作成し、保護室を1つ改装してソファや八つ当たり用ぬいぐるみを置き、落ち着くためのコーナーにしたそうです。最近、トラウマに焦点付けた認知行動療法、TF-CBTというものが広がりつつあり東日本大震災後のケアにも活用されています。阪神淡路大震災後に設置された兵庫県こころのケアセンターが、今は全国をカバーしてトラウマケアなどの実践や研究のセンターになっています。トラウマ処理の技法も全国で取り入れられつつありますが、その前提として、どこかに愛着関係を作る必要があります。また生活习惯、人に頼る生活の成

功体験、役割、サポートで気持ちを切り替える、といった要素で子どもの回復力が強まることを、名古屋大学などの心理の先生方が示しています。

結局のところ、子どもが逆境体験を乗り越える力を発揮するには早期発見、適切な支援ということが必要です。安全で健全な環境が重要ですが、そこでレジリエンスを高めつつ、被害の位置付けを明確にし、通常の生活に不向きな、被害への順応で獲得してしまった気持ちや行動の習慣を修正します。薬物療法も、目的が本人と共有できていれば有用で、最近は副作用に配慮した工夫ー自殺の少ない地域の人達が普通の飲み水での生活で摂取している分量でリチウムを処方したり、統合失調症の薬の1つを通常の100分の1くらいで使ったりーも提唱されています。その上でトラウマ処理に特化した技法が必要な子どもたちもいる、という位置づけです。現状では人数は多くないと考えられていますが、大災害などで急増する可能性もあります。児童精神医学が虐待対策や災害対策に貢献するには、発達と愛着の話に終始せず、トラウマに関しても技術の進歩が必要で、私なども含め、もう一步の努力をせねばと考えております。

雑多な話ですみません。ミニレクチャーを終わらせていただきます。(拍手)

竹島：小石先生、ありがとうございました。これから精神保健の活動で、今の話は大変ニーズの大きい領域ではないかと考えております。どなたかご質問ございますか。よろしいでしょうか。ぜひまた先生のお話を伺いたいと思うし、今日のお話を会報に、少し時間を使って記録を修正していただき、掲載させていただきたいのでよろしくお願いします。

小石：どうもありがとうございました。

竹島：ではミニレクチャーを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

山梨県精神保健福祉センター
所長 小石 誠二

懇話会

富士山信仰について

司会：懇話会を始めさせていただきます。これから講演をお願いする先生は、篠原武先生です。専門が縄文時代ですけれども、富士山の信仰について大変お詳しいということで、楽しいお話しを伺えると思いますけれども、よろしくお願いします。

篠原：お願いします。（拍手）

5時ごろまでということで、50分ほどお話をさせていただきます。パワーポイントの画像を主に見ながらお話しをしたいと思います。お手元の資料は今日お話しする内容をかいづまんで書いたものと、ふじさんミュージアムということで、うちはもともと富士吉田市歴史民俗博物館という、歴史と民俗を展示する博物館だったのですけれども富士山の麓の町ということで、特に登山者が泊まる宿坊が立ち並ぶまちでしたので、ふじさんミュージアムということで世界遺産登録と併せて4月4日にリニューアルオープンしたばかりです。本券持参で2割オフというふうに書いてありますけれども、もしお立ち寄りになることができましたらぜひ、ご来館いただければなと思います。では早速、今日のお話しを始めたいと思います。

富士山信仰の歴史ということで、吉田口を中心にということなのですけれども、まず富士吉田市というところの場所の説明をさせていただきたいと思います。こちらが見にくいかもしれないですけれども、ここにサクラの花があってここに五重塔があつてここに富士山が見えるというまちが富士吉田市なのです。

この五重塔は大阪の四天王寺をモデルに作った忠靈塔です。戦争で亡くなられた方を慰靈するための塔なのですけれども、それとサクラと富士山が見えるということで、お寺と富士山とサクラが見えるということで、海外で最近評判になって、いろいろなところで取り上げられていて、大勢の人が訪れるようになっています。

もともともこの麓にも富士山の神様をお祀りする浅間神社があつて、古くから富士山を拝む遙拝（ようはい）の場所ということで信仰されていたのですけれども、近年になっても富士山というものは人々から愛されているということがよく分かる場所になっています。

それで日本における位置図ということで、今の富士吉田市の場所の説明なのですけれども、山梨県がありまして、山梨県のちょうど南部、静岡県との県境に富士山は位置しています。山梨県がありまして富士吉田市というのは山梨県の南東部にあるのですけれども、右のほうにもう少し詳細な地図がありますけれども、富士吉田市と富士山です。

富士吉田市がこの範囲に広がっていて富士山は一番南部に当たるわけです。ですから、富士吉田市は富士山の麓に広がるまちということになります。この上吉田というまちがありましてここに宿坊が、当時、今までいう旅館が86軒ほど立ち並んでいて富士山の登山者はここで泊まって山頂を目指して大勢登っていたという歴史があります。

こちら、富士山です。こちらに見える海は駿河湾になります。ですから、北から南を見ているという写真になるのですけれども、ここに広がるまちが富士吉田市なのです。ここにずっと赤く

見えるのが富士山を目指していく道で、山頂まで行くということになります。

東京から富士吉田市のほうまでずっと道が延びています。いわゆる甲州道中といつたりするのですけれども、五街道といって、東海道とか中山道とかと一緒にになって甲州街道もしくは甲州道中という道が大月市というところまで続いている、大月から富士山のほうに向かって曲がって延びていく道があるので、特に江戸時代から大勢富士山には登っていました。江戸、今の東京からこの富士吉田市の町まで約120キロメートルほどあるのですけれども、当時は徒歩なので1日、当時の人は30~40キロ歩きますから、2泊3日で富士吉田市の上吉田のまちに着いて、そこで泊まっていきます。こういう家が立ち並んでいまして86軒ほど。その家のことを「御師（おし）の家」といいます。ご主人のことを「おし」というのです。

「御師」と書いて「おし」というのですけれども、ご祈祷師の略称で御師といって、今でいう神主さん、宮司さんのような方です。御師の家には86軒それぞれに富士山の神様を祀る神殿がありまして、登山者の方が宿泊するのですけれども、そこで御師の方は宿泊者のためにご祈祷をしてくださって、翌朝安全祈願してもらった皆さんは富士山を目指して登っていくということだったのです。

上吉田の上には富士山の神様を祀る北口本宮富士浅間神社というお宮がありまして、朝早く7時頃に上吉田を出発した方は、まず浅間神社でお参りをして、それずっと登山道を登っていくわけです。

浅間神社の「浅間」というのは富士山の神様を意味するのです。あとでちょっと話をしますけれども富士山の神様「浅間大神（あさまのおおかみ）」といいます。訓読みで「あさま」で音読みで「せんげん」なので「浅間神社（せんげんじんじゃ）」と言っているのです。それで吉田口登山道という登山道が延びています。

ちなみに山梨県側は吉田口登山道が唯一の登山道なのですけれども、他に静岡県側に3つ、昔でいうと須走口、須山口、村山口というのですけれども、いまだと須走は同じなのですけれども、あと御殿場口というものがあって、村山口というのはまた名前が変わって、今は富士宮口といつて、静岡県の富士宮市のほうから登り上げる3つの登山道があるのです。

4つの登山道のうち、最もにぎわったのが吉田口ということなのです。なぜかというと江戸が近い。江戸の方のほとんどは吉田のほうから登られたので最もにぎわっていた登山道の1つになります。

今は車で5合目のほうまで行ってしまうので、下からずっと登っていくということがないので、すけれども、いま標高2,300メートルのところまで行く富士スバルラインという便利な自動車道がありまして、そこまで車で行って5合目からみんな登っていくのです。昔は当然、上吉田というまちが、だいたい標高800メートルほどのまちなのですけれども、そこからずっと徒歩で登っていって山頂を目指していったわけです。

徒歩で行くので、浅間神社が標高850メートルくらいですけれども、そこからずっと登って、8合目のところに山小屋がたくさん立ち並んでいるので、8合目で1泊して、翌朝早く起きて山頂、「お鉢巡り」といって1周して、あと「ご来光」といって日の出を拝む。それでまた帰ってきて1泊して江戸のほうに帰っていくということだったわけです。

途中、1合目、2合目とあるのですけれども、1合目より手前に「馬返し」というところがあって、こういう鳥居が建っていたりして、そこで富士山をまた目指していくという境界の場所が

あたりしたりするのです。

他に吉田胎内樹型という、富士山は溶岩が流れたときに木が燃えて、その中が空洞になった溶岩樹型というものがたくさんあるのですけれども、中には人の体のように内部がひだひだとなつていて、その中をくぐり抜けることによってまた生まれ変わることで身が清まるということです。お母さんの胎内に見立ててそこから生まれ変わることができる、くぐり抜けることでまた新しく生まれ変わることで、大勢の人がここをくぐり抜けてから富士山に登っていくことをしていったということです。

その様子を描いた江戸時代の絵がこれなのです。ここに建っている鳥居がありますけれども、これが実際の富士吉田市の上吉田の入り口にこういう鳥居が建っていました、赤い鳥居ではなくて銅でふいているので、銅色の、緑青がふいた緑色の鳥居なのですけれども、この中では赤色で書いています。そこの両側には86軒の宿坊が立ち並んでいて、皆さん、ここに泊まっていきます。ここに描かれている人はその大勢が富士山を目指して登っていくという人なのです。

ここで「何々講中」というふうなことで書いてあるのですけれども、グループを作つて皆さん、登られました。ずっと行くと浅間神社があつて登山道があつてというかたちで、その様子が描かれています。そのグループのことを「富士講」と言います。富士講というのは富士山を信仰するグループということなのです。「講」というのはグループのことをいいます。ですから、富士山を信仰して登るということで「富士講」というふうに言ったのです。

この方々が着ているのはこういう行衣という、これは本物ではなくて、いま博物館説明用に作ったものなのですけれども、背中にマークがあるのですけれども、富士山の山のかたちがあつて、一番山頂のところには3人の方がいらっしゃるのですけれども、それが富士山の仏さまなのです。富士山の仏さまが山頂のところにいらっしゃって、これはどういうことかというと、富士山は仏さまが宿る山ということをここで、背中のところで意味しているわけです。もしくは神さまが宿る山ということなのです。

そうすると仏と神が住む山なので汚れた格好、普段の格好では登ってはいけないということなのです。汚れていない、真っ白い服装。僕は上着だけしか着ていませんけれども、内側に着る腹巻ですか、股引もみんな真っ白く、全部白一色で登っていくわけです。

富士山のほうに登るときになぜ富士講というグループを作つたかということなのですけれども、ここに50人ぐらいいます。多ければ100人とか登ります。当時江戸から120キロあって2泊3日で、往復で1週間かかるわけです。ちなみに富士講というのは関東地方一円に広がっていました。吉田口から登る人は関東一円に広がっていて、遠くはもっと遠くの福島とか新潟県のほうから登られていました。そうすると往復で2週間から1ヶ月はかかるので、なかなか個人で登るというわけにはいかないわけです。

1人旅は危険でお金もかかるし時間もかかる。それでどうするかというとグループを作るわけです。各地域ごとに富士山に登りたいという人が集まってグループを作つて、それで毎月積み立てをするわけです。毎月積み立てをして毎年1回くじを引きます。毎年1回10人が当たるくじを引くのです。100人いれば10人が当たります。当たった人はその年、富士山に登れます。2年目も10人当たって登ります。そうすると10年で100人全員登れますというのが富士講なのです。

最初に登れる運のいい人もいれば、最後に登るという運の悪い人もいるのですけれども、皆さ

ん平等な、少ない負担で全員が登れるというのが富士講という仕組みになります。最盛期には関東地方一円に9,000の村の人が、各村ごとに富士講を作っていました。

実際に当時富士山に登っていた人は、富士山全体で1万6,000人登っていました。ちなみに今は32万人から40万人ほど登っているので20分の1くらいの数字なのです。ちなみに4つ登山道があるうちの全体の半数を占めていたのがこの吉田口なのです。いま現在も20万人くらい吉田口から登っているので、全体の半分を占めているということで昔も今も変わらないです。

1万6,000または、吉田口のみで8,000人だとして、すごく少ないと感じがするのですけれども、いま言ったように、そこには登れない人が10倍とか30倍とかいらっしゃるわけです。だから1万6,000人いたとすれば、例えば10倍だとして16万人の人が富士講というものを組織していらっしゃる。

例えば9,000の村でみんな入つて、村の平均人口500人というふうにカウントすると9,000かける500人で40万から50万人くらいの人がそういう富士講というものを組織していたのであろうと。

さらに江戸のほうは別です。江戸のほうは江戸百万都市で、やはり別に富士講がたくさんあつたので、全体でいうとやはり100万人以上の方、100万から200万人くらいの人が富士講を組織していたのだろうなということです。

これは吉田口だけの話で、静岡県側は別なのです。静岡県側から登るのは関東ではなくて、静岡、愛知、そして三重、奈良、滋賀、岡山とかもっと遠方の方も登りますけれども、そういった西日本、中日本の方が登られているので、そちらはそちらでまた大勢の人がグループを作つて、富士山に皆さん登っていたことがあります。

ちなみにこれ、皆さん持つているのは金剛杖といつもののですけれども、富士山といえば金剛杖で、江戸時代からずっとこれは必ず使っております。なぜかというと修験者とか山伏の方がこういう金剛杖を使っていたという名残なのです。昔は富士山というのを一般の人が登るのではなくて修行僧、修行する僧が登る。比叡山で先日、千日間の回峰行をされている方がニュースになりましたけれども、ああいう方々が修行のために登る山のひとつが富士山だったのでこういう杖をついたのです。

これが記念に焼き印というものを各合目の山小屋でオリジナルのマークをしてくださるので、1回300円ほどかかるのです。これは、僕は14カ所ほど押したので結構なお金がこれでかかるのですけれども、これが記念になるわけです。

富士山に登る修行、基本的にほとんどの人は一生に1回登ればいいのですけれども、富士講のリーダーの方は先に達すると書いて「先達」といったりするのですけれども、富士講のリーダーの人は行衣や金剛杖をずっと使つてゐる。本当にたくさん印も押してありますということがあったわけです。

あとは当時は皆さん、こういう菅笠を持っていますけれども、菅笠をかぶつて登つていくわけです。この菅笠と別にあと、これは本物です。これは100年前のものです。富士講はオリジナルのみんな行衣を持っています。こういうかたちで、これは一番上は富士山で三峰、昔は富士山は三峰に描いていました。今のように台形に描いて、下にぎざぎざがあつて富士山は白いという感じですけれども、昔はこう三峰で富士山を意味したわけです。

これで「まるせんしんこう」と読みます。丸の中に仙人の仙に心で、「丸仙心講（まるせんし

んこう)」。これは富士講の先達さんの名前であったりとか地域名の頭文字を取っていたりとか、いろいろなわけですけれども、グループの名前なのです。神田にあるので「神田」と書いてあります。東京の神田です。

講元さんというのはパトロンさんです。お金を出してくれる方ですけれども、世話人さんは名前が書いていません。世話人さんは10人から20人くらいで、毎月お金を集めて管理して富士山に登る予定を立てる人です。

そういったかたちでいろいろな役職があるのですけれども、「講社」とか「講中」とか言って、これは例えば「江戸八百八町に八百八講」といって、江戸には808の町があるけれども808の講があるということで、江戸を中心に講が盛んで広まっていたということが言われていて、これで先頭を行く人は杖の先とか竿の先にこうやって小旗を結わえて、こうやって掲げて登りに来るわけです。そうするとお世話になる御師の家とか山小屋の方は「何々講社さんが来たから出迎えに行こう」とすぐ分かるわけです。

富士講の方はこれを記念に各小屋に、御師の家に置いていきます。そうすると御師の家とか山小屋の方はそれを軒先に結わえてくださるわけです。そうすると翌年とか翌翌年に登りに来ると、自分のところの講のこういったものが置いてあるわけですから、いつもここでお世話になっているのだねということが分かります。

ここに名前が書いてあります。例えば「これはお前のおじいさんじゃないか。むかし、登つていたよな」というような話にもなりますし、これが富士講の方と私たち富士吉田市との交流の証になっていたのです。

こういうものを「マネキ」といいます。招き猫と同じ「招く」という漢字から転じて「マネキ」といったのですけれども、要は広告なのです。マネキというのは当時でいう広告のことをいうのですけれども、富士講を広く知らしめるものとしてこれが昔から伝わっています。

今も富士講の方、吉田から50くらい、富士講の方が登られるのですけれども、富士講の方はこう白い行衣(ぎょうい)を着て、こういうマネキを持って、うちの博物館にも立ち寄ったりしてくださって、これを置いていってくださるということがあります。そういう感じで登られていくわけです。富士講の方がこうずっと登っていますけれども、この辺が山頂なのですけれども、こういう感じで皆さん、登っていきます。ちなみに菅笠をかぶって菅笠のこういうところにマークが入って、これは全部さっき言った富士講のマークがみんな入っていて、着ているものとかかぶるものとか持っているものみんな講のマークが入っています。

富士講の人は御師の方86軒と各家ごとに檀家関係にあって、泊まる家が決まっていたのです。御師さんの家、泊まる家が決まっていて、自分たちがお世話になるときに料理を出してもらいます。食器類にもマークが入っているのです。富士講がマークを入れた食器を奉納するのです。御師は、奉納してくれた講社が来ると、その食器で食事を出すのです。

そういう関係にあって、要するにこの富士講のマークというもので全てのやり取りが、コミュニケーションというか絆の証としてあったということです。昔、富士山がなぜ信仰されてきたかということをちょっと説明をしたいと思います。本市の上吉田に北口本宮富士浅間神社というものがありまして、いにしえより日本人は噴火を繰り返す富士山を、神が宿る山として恐れ、噴火を鎮めるために富士山の麓に浅間神社を建立したということなのです。ちょっとその歴史をかいつまんでご紹介します。

富士山は、今は300年ほど噴火していません。最後は1707年に噴火して、この間「プラタモリ」で宝永の噴火口をタモリさんが行って案内していましたけれども、あの噴火が最後なのです。そのもっと古く奈良時代とか平安時代には、10年から20年に1回は噴火をしていたという時代がありました。そのころに富士山というのが盛んに信仰されるようになるのですけれども、そのころの話をします。

平安時代の頃の、西暦でいうと864年の話なのですけれども、富士山がありまして、現在地というのはこれはふじさんミュージアムの場所です。今いるのはこの辺なのですけれども、僕は山を越えてここからきました。

その富士山麓のところには富士五湖があります。富士五湖の紹介をしていきますけれども、まず山中湖が一番東側にあります。もうちょっと静かなときだと逆さ富士がこうやって見えるのです。次に河口湖があります。次に西湖です。そして精進湖です。ここに湖があります。そして本栖湖です。1,000円札で描かれている富士山です。この富士五湖があるのですけれども、実は昔は富士四湖だったのです。この西湖と精進湖というのは1つの大きな湖だったのです。だから富士四湖だったのです。それで剣の海(せのうみ)と言っていたのです。富士山の背中にあるの「せのうみ」と言っていたのです。

剣の海のところに溶岩が西暦864年に、ここから流れてきて埋めてしまったのです。それによって2つの湖に分断されて、西湖と精進湖という名前になったということなのです。これは西暦864年のことです。

このときに都のほうで大騒ぎになったのです。富士山が大噴火をして湖を埋めたのもそののですけれども、いまにも河口湖のほうにも溶岩が流れていきそうになって、このままだとこの辺全部溶岩で埋まってしまうのではないかという危機感を持ったわけです。

都の人はどう考えたかというと富士山は神さまの山である。噴火は神さまが起こしたものです。それは富士山の神さまの怒りの表れであるということだったのです。では、何で怒ったのだとということなのですけれども、まず、山梨県側で噴火したのです。この南の静岡県側では噴火しなかった。何でかと考えたわけです。静岡県側にはすでに富士山の神さまをお祀りする浅間神社があったのです。富士山本宮浅間大社という富士宮市の神社があるのですけれども、そこはたいぶ前からあって富士山の神さまをお祀りしていました。でも山梨県側には一つもお宮がなかったのです。

ですから、「私をお祀りしないということは許せない」ということで神様はお怒りになって噴火をさせたのだという話になって、慌てて翌年お祀りしたのが、河口湖の湖畔にある河口浅間(あさま)神社と地元では言って、河口「浅間神社」と書いて「あさま神社」と呼んでいてこの河口の浅間(あさま)神社を慌ててお祀りをしたといわれています。

ちなみに、ここもう一つ、ここの一宮というところがあるのでありますけれども、一宮浅間神社というのも併せてお祀りしたということで2カ所お祀りしたのですけれども、それによって噴火が収まってきたのです。これは大変ご利益がある神さまだと、浅間神社を祀ることによってその怒りは収まったのだということによって、各所に、その周辺にも浅間神社がたくさんお祀りされるようになって、今では全国で1,300カ所も浅間神社があるということなのですけれども、そういったことで富士山の噴火を抑える神さまが浅間神社なのです。

ちなみに溶岩がこういう溶岩なのです。これは864年ではなくて937年に富士吉田市内を覆

い尽くした溶岩なのですけれども、ここに人が立っていて、これが溶岩なのでその大きさがよく分かるのですけれども、だいたい5メートルから10メートルくらいの厚さで、ゆっくりでしけれども流れ出てきて、集落とか湖とか全部埋めてしまうということで、当時の人にとては大変な脅威だったわけです。

なんで富士山の神様のことを「あさま」というのか、もしくは「せんげん」というのかということなのですけれども、当時火山のことを多分「あさま」といっていたのだろうということなのです。熊本の阿蘇山とか長野の浅間山は同じころ、西暦700年とか800年ころからずっと噴火をしています。それで、阿蘇とか浅間という名前が付いています。多分、それは火山を意味するのであると。ですから、富士山は火山なので「あさま」ということで、火山の神さまだから「浅間大神（あさまのおおかみ）」ということで呼んだのではないかということなのです。富士山の神さまだから、火山の神さまだから浅間大神ということで名付けたのではないかということです。

「あさま」というのと「せんげん」というのはもう訓読みと音読みの差しかないのです。「あさま」というのが「せんげん」というふうに読みが変われば「浅間神社（せんげんじんじゃ）」となるのだなということなのです。

ちなみに浅間大神というのは女性の神さまです。浅間大神がなんで「せんげん」になったのかというのをもう少しちょっと深く紹介します。ちょっと難しい話になるのですけれども、これはどういうことかというと、富士山の仏さまがいるのです。富士山の仏さまは大日如来という宇宙全てを統べる仏さまの中心にいる方なのですけれども、その大日如来さまが富士山の仏さまです。その仏さまが人々を救うために仮の姿で現れたのが富士山の神さまだという信仰が、平安のあの鎌倉時代ごろになると非常に盛んになってきます。

そうすると富士山の神さまを「浅間大神」といわずに、ちょっとここで字を紹介できなくて申し訳ないのですが「浅間大菩薩（せんげんだいぼさつ）」というふうに名前を変えます。仏さまの「菩薩」という名前を付けて「浅間大菩薩」というふうに浅間大神のことを呼ぶようになります。そうすると浅間大菩薩をお祀りする神社だから「せんげん」神社と多分、なっていったのだろうということです。

要するに「あさま」神社も「せんげん」神社もみんな同じもので、ちなみに今、昔からずっと「あさま」神社と呼んでいるのはその河口と、あと一宮のほうもそう呼んでいるということなのですけれども、その2カ所ぐらいで、あとほとんどの浅間さんは「せんげん」神社と呼んでおります。いま言ったのは、神さまが平安時代ごろに盛んに信仰されるようになって、鎌倉時代になると仏さまがいるということが定着して、仏さまと神さまが住む山ということになったのです。

今度は室町時代ごろ、500年ぐらい前のはなしです。その前の鎌倉とか平安ごろは修験者とか山伏の人が修行で登る山だったのですけれども、室町になると、修験者とか山伏と呼ばれる人が一般の人を連れて登る時代がやってきます。そのころの紹介をします。

ちなみにこれは富士山本宮浅間大社を中心に描いた静岡県側の絵なのです。「プラタモリ」で最初にちょっと出てきていた絵なのです。これは500年前の絵です。西暦1560年ごろの絵なのですけれども、あとで拡大した様子を見せますすけれども、三保の松原がここに描かれています。これが三保の松原です。

西のほうから皆さん、吉田のほうは関東のほうから登りに来るのですけれども、富士宮のほうは先ほど言ったように西のほうから、愛知とか三重とか奈良とかそちらのほうから登られて来る

ので、皆さん、三保の松原を見に行ってからこうやって登りに来るので。三保の松原をへて富士山本宮浅間大社というのが富士山の南側にあるのですけれども、浅間大社さんが、ここに描かれていて、あと村山浅間神社というのが、ここにもあって、ここが富士宮口、昔の村山口の入り口で、ずっと登っていくと富士山頂ということなのです。

こう登山道があって、今の富士宮口ですけれども登っていくわけです。ここにあるのが富士山本宮浅間大社です。ここに流れているのが富士川です。駿河湾に流れ込む富士川ですけれども、富士川を渡って静岡県富士宮市の富士山本宮浅間大社に皆さん行って、ここで皆さん、裸になって身を清めているのです。さっき言ったように、神さまが住む山なので身を清めて、こういう白い服をみんなここで着ています。

さらに上に行くと村山浅間神社というのがあって、ちなみに、富士山は2年前に世界遺産に登録されましたけれども25の構成資産があるのですけれども、いま紹介してきている浅間神社はみんな構成資産になっています。村山浅間も富士山の浅間大社も三保の松原もうちのお浅間さんもみんななっているのです。

そういう村山浅間がありまして、皆さんここではもう白い服に着替えていて、ここでたき火の火があつてここでたいまつに火をともしてみなさん登っていくのです。夜のうちに登っていく。今だとヘッドライトを付けて登っていくのですけれども、昔はたいまつに火をともして登っていましたわけです。

ここから森林地帯は終わって、富士山は何もない世界になります。焼山といったりするのですけれども、まるで焼け野原みたいなので焼山といったりしますけれども、森林限界が2,400メートルぐらいです。

それで皆さん、ここからずっと。これは村山浅間ではなくて大日さんが祀られている御室大日堂というところです。そういうお堂が建っています。そこで最終的に皆さん、火をともしてずっと登っていくわけです。こうやって登っていく姿が描かれています。

ちなみにこちらが太陽で、こちらがお月さんで、こういうふうに曼荼羅というのは実際にあり得ない世界が描かれているわけです。太陽と月が同時に出てるということはないです。うっすら見えることがあります。要するにこれは時を超えた世界だということを表わしています。富士山というのはこの世ではなくてあの世なのだということをこれをもって表わしているわけです。

皆さん、こうやって登っていって、ここには三尊の仏さまがいらっしゃるわけです。そして、天上の世界では降ってくるというきれいなお花が、散華といってお花が降ってきてるわけです。

これでもって富士山の山頂はこの世ではなくてあの世、仏が住む世界だということを表しています。つまり、登ることによって皆さん、あの世に行くことができるわけです。生きているうちにあの世に行ってそこでいたん死ぬわけです。そこで仏に会って、また降りてくると生き返るということなのです。また、あの世からこの世に戻ってきて生き返って、身の汚れが全て取り払われて、そしてさまざま願いがかなう。さらに自分の死後には実際にあの世に行ったときに極楽浄土へ行くことができるということを富士山に登ることによって実現することができるという信仰だったのです。

ちなみに最後、江戸時代の登山の風景を紹介します。主に吉田口をどういうふうに登っていったのかという紹介をします。ここに上吉田というまちがありましてここに86軒、御師の家が立ち並んでいたわけですけれども、あと湖がこうやってあります、ここに浅間神社があってここ

でお参りをしてずっと登っていくわけです。

最初に北口本宮浅間神社があります。ちなみにあと他に静岡県の3つの登山口にも浅間神社が必ず祀られていて、さっきの富士山本宮浅間大社とか村山浅間神社は富士宮口の登山口。あと他に今ですと御殿場とか須走にも必ず浅間神社がお祀りされていて、そこでお参りをして皆さん、登っていくということです。

ずっと行くと馬返しというところがありまして、馬返しまではウマに乗ってよかったです。徒歩で行かなくてもいいという場所があつて、ちなみに浅間神社が標高850メートルぐらいで、馬返しが標高1450メートルぐらいで、もう600メートルくらい一気に上がっていくのです。

このあたりは草原地帯だったのです。ずっと木がなくて富士山が見えるというきれいな場所だったのですけれども、馬返しというところがあつて、ここに見えにくいのですけれどもウマがいて、これは馬車です。ここで降りて、こういうみんな白い装束を着てここに石の鳥居があつて今もこの鳥居があります、馬返しという場所もそのままあります。

これは富士吉田のPRみたいになってしまふのですけれども、いま静岡県側も含めて4つの登山道があるのですけれども、5合目からではなくて、馬返しとか下からずっと登れるのは、案内なしで登れるのは富士吉田市の吉田口登山道だけなのです。ですから、もし機会があればぜひ訪れてもらいたいなというふうに思います。今もこの木が立っていますし、これは100年ほど前の写真なのですけれども、イタリアのトリノの博物館で持っていたもので、着色してあります。

ここに石碑が建っているのですけれども、お墓ですかとよく聞かれるのですけれども、これは富士山に33回登ったという記念碑なのです。当時徒歩で登る時代に33回登るということはたいへん困難なことですけれども、それを成し遂げた人がかなりいます。富士講のリーダーのことを先達といいますけれども、その先達さんは毎年富士講の講員を連れて登るので、33回登るということがあったのです。

人生50年とか60年とかいわれている時代でしたけれども、努力することによってそういうことを成し遂げた方がいらっしゃって、33回というのはいろいろいわれているのですけれども、例えば33回忌、人が亡くなつて33年たつと魂はあの世に旅立つということがいわれたりしますけれども、要は生きているうちにあの世に33回行ったということはもうすでにその人はこの世を越えた、あの世に限りなく近い、浄土に近い存在だということで、こうした先達さんという方は尊敬されたのです。先達さんに相談すれば病気も治るし、結婚の仲人もしてもらえるし、子どもの名付け親にもなつてもらえるしということで、村の相談役みたいな感じで尊敬されたということがあって、こういう石碑がたくさん建っています。

次に1合目というものが始まるのです。1合目、2合目という感じで9合目があつて山頂が10合目にあたるわけです。何で「合目」というのかということなのですけれども、富士山はすごくきれいな山です。まるでお米をこうサツッと積み上げていくと、こういう円錐形のかたちになります。まるでお米を積み上げたような山ということだったのです。それなので、穀物が集まる山と書いて「穀集山（こくじゅさん）」とも言っていたのです。

その山の高さを数える単位はやはりお米を数える単位がいいよねということで、「合」というのを使ったのです。1合、2合、3合と今も使いますけれども、ですから富士山は1合目、2合目というようになったということなのです。

ちなみに、いま他の山でも結構「合」という単位をいろいろな山で使ってています。それらは多

分、富士山で使われていて、これは非常に分かりやすいと、初めての人でも1合目だと「まだまだ下なのだな」となるし、8合目だと「もうだいぶ来た」ということになるので、初心者の人でも分かるので、多分全国的に広まっていったのではないかということなのですけれども、300年ほど前からずっと使われている単位です。

1合目に行くと、各合目には必ずこういうお宮がありました。ここには大日如来をお祀りしているので「大日堂」と、これは江戸時代、170年ほど前の絵なのですけれども、鳥居があつて大日堂があつて、大日如来がお祀りされているわけです。

ちなみに、ここから見ても分かるのですけれども森林のところになります。それまでは草原地帯だったのですけれども、1合目より上はもう森林地帯でうっそうとしていて、斜面が急になっている場所で、ちょうど本当に神さま仏さまが住むということを感じさせる場所なので「合」という単位を使い始めたのです。いよいよ富士山の本山、富士山の中に入していくということだったのです。写真は500年ほど前からお祀りされている大日如来さまです。今は下におろされています。

次、2合目に行くとやはりお社があつて「御室浅間神社」というものがあったのですけれども、今は里に下ろされています。さっき話したようにスバルラインという便利な道ができたのが東京オリンピックの年1964年、昭和39年なのです。それ以降、もう5合目までみんな車で行くので、それより下の社とかにみんなお参りしなくなつたので、基本的には全部下にみんな下ろしています。

その名残でお社だけ今も残つたりするのですけれども、本殿のほうは大切に下に下ろして、いま下のほうに「里宮」といっている、やはり御室浅間神社があつて、その里宮でお祀りを大切にしています。これも400年前のお社です。当時、この辺を治めていた領主の方が奉納された建物になります。

2合目を越えると3合目になって、3合目は「中食堂（ちゅうじきどう）」といいまして、「中」に「食堂」で、「中食堂」と書いてあるのですけれども、これはちなみに明治の頃の写真なので右側から漢字が書いてますけれども、中食というのはお昼ご飯のことです。ここでお昼を皆さん、食べたわけです。

朝7時ごろに御師の家を出発して、12時ごろに3合目に着いたわけです。標高でいうと1,850メートルくらいなのですけれども、ここにたくさんつり下がつてあるものがマネキなのです。このマネキがたくさんつり下がつていて中食堂で必ず休憩をしていくという富士講の方はここにこれを置いていって、うちの講がお世話になっているという目印にしていました。

一番奥にお社があつて、ここに神さまがお祀りされているのですけれども、その前にここにウマがいるではないかという突っ込みがあるかもしれません。馬返しより上なのにウマがいるのはなぜなのでしょうか。江戸時代はとんでもないことだったのですけれども、写真が普及する明治40年以降はウマも登つてよくなつたのです。近代化ということです。信仰の山でもあるけれども、やはり利便性を高めてこうということの流れがあって、ウマで5合目まで行けるように道を拡幅するのです。ですからウマに結構乗つています。

ここには弁天さんをお祀りしていました。山の上なので木製ではなくて結構みんな銅で作っています。銅とか鉄で仏さまを作つて奉納しています。弁天さんをお祀りして、4合目もこういう感じでお茶をしています。皆さん、ここでお茶をしています。こちらが小屋になつてマネキがた

くさんつり下がっています。こちらは富士山の山頂側で、こちら側が富士五湖が一望できるすごくいいところなのです。こちら側は谷筋なので、富士五湖が一望できるので、ここでみんなお茶しながら富士五湖を見て休憩していったわけです。今も河口湖などが見えます。

これは4合目です。4合目は「大黒茶屋」といっているのですけれども、大黒天がお祀りされました。みんなこれは江戸時代のものなのです。いまみんなこれは山小屋の持ち主の方が家にお堂を作つてそこにお祀りをしています。

さらに4合目を越えると「4合5勺」というものがあつて、これは全部マネキです。ここにウマがいてウマに乗つてゐるのです。ここは御座石といって大きな御座石という石があつて、そこにやはり浅間神社がお祀りされているので「御座石浅間」といつたりしていました。

さらに5合目に行くと、5合目にも小屋がたくさんあります。これは全部マネキです。ちなみにここにも小屋があつてといふのはなしです。提灯がかかってお祭りしているような感じで、すごくぎわつたということなのですけれども、ここが小屋で、ここにあずまやがあつてここから富士五湖が一望できたということなのです。

本当に最近までこういう感じだったので、たかだか半世紀前のことなのです。50年ほど前までこういうふうにやつてゐたので、いま60から70の方は、小学校、中学校、高校の頃に、おじいちゃん、おばあちゃんとお父さん、お母さんと一緒に夏の2カ月間小屋を手伝つてここに住み込み、ここに住んでいたのです。ここが夏の家みたいなものなのです。

それで家の手伝いをしていて、ここからよくご来光が見えたとか、富士五湖が一望できたとか、みんなお堂が必ずさつきみたいにあるので、お賽銭をみんなたくさんくれたとか、お賽銭をお前ちょっと取つて來いと言われてちょっとごまかしたら親にばれて怒られたとか。そんな話を今でも結構聞くことができます。あとは水を汲みに行つたとか。水があまりないので、ちょっと離れたところに水を汲みに行つたりとかして生活をしていたということです。いよいよ5合目の「5合5勺」のところに来ると、だんだん木が低くなつてくるのですけれども、ちょっと5合5勺のところだけちょっと離れていて、本当はこういうふうに登つていくのですけれども、ここに「小御嶽神社」という神社があつて、ここが今の富士スバルラインの終点なのです。ここがもう本当に古くから信仰されていて、登山者の人も、登山道から横に2キロほどあるのですけれども、わざわざお参りしてまだ戻つて上つていくということをしていたのです。

ですから、富士スバルラインの終点があそこにできたというのも理由があつたわけです。小御嶽神社というのはすごく信仰されているので、ここに5合目の終点を作りました。今はここがもうスタート地点で、ここからみんな斜めに登り上げていくので、1合目～5合目のことを知らない人が増えました。

地元としては麓から登る登山ということで「麓から登山」のPRをしているところで、世界文化遺産として評価されたのも、5合目より上がそうなのですけれども、麓のところが世界遺産として評価されたというところがあります。5合目には小御嶽神社が今も立派にあります。皆さん、お参りをして行つたのです。

いよいよ、「焼山（やけやま）」というところに入つていくわけです。林はなくなつて焼け山、焼け野原のような、はげ山といつたりしますけれども、基本的には木がほとんど生えていません、これが小屋なのですけれども、小屋もちょっと様子が違つて壁も屋根も石で覆うのです。ここは夏はいいのですけれども、冬になれば雪で閉ざされるところです。暴風も台風が来ればすごい大

風も吹くので、それで飛ばされないようにということで石で覆い尽くしていくわけです。

こういう感じで、基本的に内部は土間みたいなかたちになつていて、そこにむしろを敷くという感じなのです。時代が新しくなると板の間になります。水が基本的にないので、こういう沢筋のところに万年雪があるので、そこでのこぎりと背負子を持ってのこぎりで万年雪を切つて背負つて、屋根の上に置いて、屋根の上にはといが渡してあるので、といの下にこういうバケツとか桶を置いて、そこに水をためてそれをお茶にしてふるまうということを昔はしていました。

7合目。こういう感じで、昔の石で囲つた感じがよく出ていますけれども、入り口がちょっとだけあって、窓が基本的にはほとんどないのです。ここには不動明王がたくさんお祀りされています。大日如来さまの変化した姿が不動明王といわれていて、お不動さんがやはり富士山ではすごくたくさん祀られています。各山小屋に祀られているのです。

6合目を越えて7合目に行って、今度7合5勺へ行くと、平安時代の人がかぶつていた鳥帽子のようなかたちをついているので「鳥帽子岩」といっていたのですけれども、やはりこういう立派なお宮がありまして鳥帽子岩神社というのです。

今回はあまり深く話しませんでしたけれども、富士講の教えを説く人が代々います。富士講のリーダーの方で6代目といわれる食行身禄さん、名前でいうと伊藤伊兵衛さんという三重県出身の方なのですけれども、この方が1733年にこの鳥帽子岩にもっと小さな小屋を作つて31日間の断食修行をして、その末に亡くなるのです。

本人は覚悟の上で亡くなるのですけれども、亡くなることによって、富士山の神の使いとなつて自分の教えを広めるのだということで亡くなるのです。

そして、お弟子さんがいらっしゃつたので、お弟子さんがその食行身禄さんの教えを引き継いで、江戸を中心に説くのです。その教えが当時としてはラディカルな教えで、男女平等を説いたのです。当時、女性は富士山に登れないという時代だったのですけれども、男女平等を説いて女性が登れないのはおかしいと説いたり、当時は修験者の人とか山伏の人とかが富士山にたくさん登つていて、なかなか一般の人は登れなかつたのですけれども、それはおかしいといったのです。

例えば100日間精進潔斎しないといわれていたのですけれども、それも必要ないと言つたり。あと、仕事でみんな大変なのですけれども、まず仕事を優先しましょう。仕事を頑張つて、その上で富士山を信仰しましうねということを説いたので、仕事で精一杯な江戸の庶民の方を中心共感を呼んで、富士講が広まっていったことがあります。

だから、富士山がいま初心者の人が登るようになっているというのはそういう教えがかなり強く影響していて、基本的に「靈山」といわれるところは一般の人が登る山ではないのです。修行者が登る山というところがあるので、なかなか一般の人が登るということが難しかつたのですけれども、富士山は江戸時代のうちにそうなつてゐるので、いま山小屋は吉田の場合は14軒ほど軒を連ねているのですけれども、そんな山は他にないです。それは富士山ならでは、山小屋がたくさんあります。それによつて庶民の人が登りやすい環境を作つてゐるということなのです。

8合目に行くと山小屋がこういう感じでやはりあります。今、山頂に郵便局があるのですけれども、明治の40年ごろは8合目に郵便局があつたのです。郵便マークがあります。

9合目でまたお社がります。山頂に行くところは今も山小屋が建つてゐますけれども、ここにむかしはお堂があつて仏さまがお祀りされています。薬師如来という仏さまがお祀りされ

ていました。富士山の山頂がこういうかたちで円形なのですけれども、真ん中が火口なのでくぼんでいます。深さが 200 メートル、円周で 3 キロメートルあるのですけれども、ここを巡ることを「お鉢巡り」といいます。

お鉢というのはすり鉢状にくぼんだ周りを巡るのでお鉢巡りといいますけれども、昔は富士山には 8 つの峰があつて、さっきの薬師如来が祀られているところは、吉田口の山頂の薬師ヶ岳という峰で、それらを含めて 8 つの峰があつて、それぞれに薬師如来とか大日如来とかいろいろな仏さまが宿っています。日本で一番高い剣ヶ峰もそうです。それを巡ることなので「お八巡り」といったのです。

8 つの峰を巡るので「お八巡り」。なんでそんなことをしたかというと、八尊の仏さまにいろいろなお願いができるのです。だからわざわざ 8 つの峰を巡って「おはち」をしたということです。

今は剣ヶ峰に行きたいので、お鉢巡りをしているというところもちょっとありますけれども、でも今もみんながお鉢巡りをしてしまうというのは、はるか昔から伝わってきていることなのです。

富士山はさっきから仏さま、神さまという話をしていますけれども、明治の初めに廃仏毀釈というものがあって、仏さまは基本的に全部撤去されて神の山というふうになって、各小屋に祀られていた仏さまは基本的に麓に下ろされました。

最後にご来光の話をちょっとします。ご来光を見るという習慣は、仏さまがまだお祀りされていたころの名残を残しているのです。ご来光は非常に美しいです。昔から必ず拝んできたもので、今もこれを利用しているというところもあるかと思います。

ご来光のときに自分の影が雲に映るということがあります。ここに人影があるのですけれども、これは僕の影で丸く虹がかかっているのです。影がかかって丸く虹がかかるのをブロッケン現象というのですけれども、まるで誰か別の人気が現れたかのように見えるのです。これを当時の人はご来光と言わずに「ご来迎」と言っていたのです。

どういうことかというと、当時火口の中に神さま、仏さまがいます。山頂で東の空に向かってご来光を拝むのだけれども、東の空を背にして火口に向かって拝むのです。そうすると火口から雲とか霧とか湧き上がって、日を背にしているので自分の影がちょうど映るのです。

さらにそれだけではなくて丸い虹がかかるので、当時はブロッケン現象とか科学的な解釈はしないで、まるで仏さまが現れたかのように、もしくは神さまが現れたかのように見えたので、仏が現れることを「来迎」と言うので、「ご来迎」と言っていたのです。昔は「ご来迎」と言って「ご来光」とあまり言わなかったのです。

それでご来迎した姿を描いたのがこの絵なのです。富士山が描かれていて、ここに仏さまが現れているのですけれども、来迎するのはやはり阿弥陀三尊さまなのです。特に阿弥陀如来さまです。あと、観音さまと勢至菩薩さまがついて、雲の上に乗って極楽浄土から人を極楽に連れて行ってくださるために現れるわけですけれども、人が亡くなるときに現れてくださるといわれています。

でも富士山の場合は生きているうちに阿弥陀三尊のご来迎ということで、生きているうちに実際に会うことができる。ですから、来迎というものを非常に尊んだのです。

昔は山頂に仏さまが本当にたくさんお祀りされていたので、本当にこういう感じで山頂に仏さ

まがたくさん祀られていました。

この仏さま、これは寅さんで有名な柴又の帝釈天にお祀りされています。これは実は山頂にもともと 500 年ほど前に奉納された仏さまなのですけれども、背中に傷がたくさんあります。廃仏毀釈のときに山頂から背中を引きずりながら下ろしてきたらしいのですけれども、いま山梨県立博物館で特別展示をしています。

この仏さまは、大人 4 人でようやく担ぎ上げられるという重たいものなのですけれども、銅でできています。こういう仏さまがたくさんお祀りされているので、自分の影だけではなくて仏さまの影もブロッケン現象を起こしてたくさん映るのです。そうすると本当に来迎というものを実体験として当時の人は感じたということなのです。

今は富士山は神さま、特に木花開耶姫命（このはなさくやひめのみこと）ということで信仰されてきているのですけれども、仏さまは昔はたくさんお祀りされていて「お八巡り」をして「ご来迎」を拝んでいたということなのですけれども、今はおはちはすり鉢の「お鉢」として、ご来迎とはいわずに「ご来光」を拝むのですけれども、それは 1000 年来続いているものなのです。

昔と今で意味しているものは違うのですけれども、やっていることは同じです。ずっと 1000 年ほど前から富士山に登っていますので、1000 年前からそういうものを脈々と受け継いでいるというところが信仰の山として評価されて、富士山は世界遺産、特に世界文化遺産として評価をされ、登録に至ったということなのです。

ここで話を終わります。ありがとうございました。(拍手)

司会：ありがとうございました。素晴らしい声でよくおるのですけれども、何か訓練されたのですか。

篠原：いえ、いつも管内で大声で案内しているので。

司会：私もつい、マイクを使わずにしゃべりたくなります。せっかくですから、大変面白い話だったので何かどうぞご質問でもあつたらいかがでしょうか。少しよろしいですか。

篠原：どうぞ、何かあれば。

質問者：どうもありがとうございました。お伊勢参りと富士山のお参りというのはどんな性質の違いがあるのか教えていただけますか。

篠原：お伊勢参りは神さまは天照大神という全ての神を統べる方がいらっしゃるということでやはり、皆さんいろいろな神さまを地元でお祀りしていますけれども、その中心となる神さまは伊勢神宮にいらっしゃるということでやはりお参りをしに行ったということだと思うのです。

富士山の場合はどうちらかというと富士山ならではの世界観というところで、特に仏さまはそうなのですけれども、実際にあの世ということです。そのへんがちょっと伊勢神宮とは違うのかもしれません。実際に富士山の山頂は死後の世界で、こういう白い行衣を着ないといけないというところがやはりお伊勢さんとは若干ちょっと違うところなのかなというところで、やはりそのへんの富士山の山頂を極楽とみなすというところの神さまと仏さまの世界観の差があるかなと思います。

質問者：どうもありがとうございます。

司会：他はいかがでしょうか。

平成28年度 精神保健に関する技術研修課程 実施計画表

質問者：ありがとうございました。一つの山岳信仰ということで、富士山だけは特別というかものすごく広い。私は四国なのですけれども、讃岐富士など富士山とつく場合がいっぱいあって、おそらくみんな信仰の関係があると思うのです。

今ちょっと関係なくてお聞きしたいのは火祭りです。おそらく富士山の登山との関係だと思うのですけれども、火祭りの歴史とかその行事とか分かる範囲で教えていただければと思います。篠原：吉田の火祭りというお祭りを、富士山のお山じまいのときにしています。日は毎年8月26日、27日にやっているのです。特に8月26日の夜に高さ3メートルのたいまつを80から90本、先ほど言った御師の家、86軒が立ち並ぶ通りの真ん中に立てまして、そこに火をともしまして、北口本宮富士浅間神社さんのほうからみこしがやってきてまして、上吉田の町に1泊していって、翌朝、またまちを全部巡って神社に収まるというのが吉田の火祭りなのです。

ということで、お山が閉まるということを感謝したお祭りということで、昔からやってきていました。そのときには麓でたいまつを燃やすだけではなくて、富士山の山小屋でも小さな薪を組んだりして、皆さんそれぞれ、たいまつに火を灯して富士山へ感謝を込めたお祭りをしています。

歴史的には上吉田という町が1572年に今のかたちでできたのです。その前から古吉田というまちがあって、その前から信仰集落としては成立していたのですけれども、特に1572年に今の位置に移ってきて、そのときには吉田の火祭りのみこしを迎える場所というのがちゃんと記録で残っています、火祭りをしていたということは分かっています。

何でたいまつを燃やすのかというところが難しくて、多分修験のほうで火を使った護摩焚きやお祀りを修験道のほうで盛んにされますので、とともに富士山も仏さまで修験が盛んだったので、それでたいまつをともしたのかもしれません。最初は2本だけ立てて、おみこしを迎え入れるということをしていたのが、だんだん富士講が盛んになってきて、富士講がたいまつを奉納するようになります。その後、たくさん立つようになって、いまは地元の企業の方が立てています。そんなお祭りです。

司会：よろしいですか。それではお伺いしますけれども、富士山に5合目まででいいからいらしたことがある方、ちょっと手を挙げてください。ぜひ、いらしてください。いま富士山の登山も外人の方がものすごく多いのです。いまの銀座みたいに押し寄せて大変なのです。河口湖あたりのホテルが外人の予約でいっぱい日本人が泊まれないという話もありますので、非常に大勢の外国人の方がいらしているのですね。

考古学は私はすごく、60代になってから関心を持つようになりました。というのは考古学をやっていますと、赤ちゃんと1人の個人の歴史と大変つながることがあるのです。ものの見方が貧困の問題とつながるのですけれども、何かものの捉え方とかすごく赤ちゃんの頃からというふうなことで、考古学に大変興味があります。特に邪馬台とかいうところから勉強しているのですけれども、今日は楽しいお話をありがとうございました。このあと伺いますからもっと詳しい話を伺いできればと思います。

篠原：ぜひ、お声掛けください。ご案内をいたします。本当にありがとうございました。

司会：今日はありがとうございました。また大きな拍手で。（拍手）

篠原：ありがとうございました。

ふじさんミュージアム
学芸員 篠原 武

研修日程	課程名	申込み方法		申込み期間	受講料	定員	主任	自殺予防総合対策センターの担当する研修
		WEB	自治体推薦				副主任	
平成28年 6月13日(月)～16日(木)	(第1回) PTSDのための持続エクスボーカー療法研修			3月28日(月)～4月8日(金)	¥50,000	20	金 吉晴	
6月15日(水)～17日(金)	(第11回) 発達障害早期総合支援研修	○		3月18日(金)～4月8日(金)	無料	67組	神尾 陽子 高橋 秀俊	
7月6日(水)～7日(木)	(第21回) 発達障害支援医学研修	○		4月7日(木)～4月28日(木)	無料	60	稲垣 真澄 加賀 佳美 北 洋輔	
8月22日(月)～24日(水)	(第1回) 地域自殺対策推進企画研修	○		6月9日(木)～6月30日(木)	無料	80	反町 吉秀	○
8月30日(火)～9月2日(金)	(第14回) 摂食障害治療研修	○※		6月24日(金)～7月15日(金)	¥24,000	40	安藤 哲也 菊地 裕絵	
8月31日(水)～9月2日(金)	(第14回) 多職種による包括型アドリーチ研修	○		6月24日(金)～7月15日(金)	¥18,000	40	藤井 千代 佐藤さやか 山口 創生	
	(第4回) 医療における個別就労支援研修					20		
9月6日(火)～9日(金)	(第30回) 薬物依存臨床医師研修	○※		7月1日(金)～7月22日(金)	¥24,000	20	松本 俊彦 船田 正彦 島根 卓也 近藤あゆみ	
	(第18回) 薬物依存臨床看護等研修					30		
9月14日(水)～9月16日(金)	(第9回) 発達障害精神医療研修	○		6月17日(金)～7月8日(金)	無料	67組	神尾 陽子 高橋 秀俊 石飛 信	
9月26日(月)～27日(火)	(第1回) 自殺対策・相談支援研修	○		7月13日(水)～8月3日(水)	無料	80	反町 吉秀	○
9月29日(木)～10月1日(土) 第一部 9月29日(木)～30日(金) 第二部 9月30日(金)～10月1日(土)	(第53回) 精神保健指導課程研修(二部制)	○		7月22日(金)～8月12日(金)	全日 ¥18,000 各部 ¥12,000	40	山之内芳雄 鈴木友理子	
	第一部 メンタルケアの初期対応リーダーになる 第二部 データを活用し身近な施策を組み立てる							
10月25日(火)～26日(水)	(第11回) 司法精神医学研修	○※		8月19日(金)～9月9日(金)	¥12,000	50	安藤久美子 菊池安希子 河野 稔明	
11月7日(月)～9日(水)	(第8回) 認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修	○※		8月31日(水)～9月21日(水)	¥18,000	60	松本 俊彦 船田 正彦 島根 卓也 近藤あゆみ	
11月9日(水)～11日(金)	(第13回) 摂食障害看護研修	○※		9月2日(金)～9月23日(金)	¥18,000	40	安藤 哲也 菊地 裕絵	
平成29年 1月25日(水)～26日(木)	(第22回) 発達障害支援医学研修	○		10月27日(木)～11月17日(木)	無料	60	稲垣 真澄 加賀 佳美 北 洋輔	

※推薦状が必要な研修

◆最新情報は、ホームページにてご確認ください。

一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小平市小川東町4丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的・事業)

第3条 この法人は、各都道府県精神保健福祉協会及び精神衛生協会又は協議会（以下「地方協会等」という。）間の連絡を図り、もって精神保健福祉の普及発展に資することを目的とする。

第3章 会 員

(会員)

第4条 この法人の会員は、地方協会等の長とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第5条 会員となるには、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

(経費の負担)

第6条 この会の経費は、地方協会等の分担金その他をもってあてる。

(退 会)

第7条 会員は、いつでも退会届を提出して退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があつたとき。
- (2) 当該会員が所属する地方協会等が解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第10条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第14条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第15条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第17条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第16条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長及び理事1名がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とする。

3 理事のうち2名を副会長とする。

4 理事のうち3名以内を常務理事とする。

5 2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、3項の副会長及び4項の常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(理事の制限)

第21条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の選任)

第22条 理事は、別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方協会等の協議により、地方協会等の役員のうちから1名の推薦を受け、総会の決議によって選任する。

2 前号の理事のほか、精神保健福祉に関し学識経験のある者若干名を総会の決議を得て理事として選任することができる。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

ただし、役員が構成されない場合は、総会の決議により決定することができる。

4 監事は、地方協会等の役員のうちから総会の決議により選出する。

5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、会務の執行を決定する。

2 会長は、この会を統括し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会務を執行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して会務を執行する。

5 会長及び副会長・常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事業計画、予算の作成その他この法人の会務執行の決定
- (2) 理事の会務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事がその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(常務理事会)

第34条 常務理事会は、必要な都度会長がこれを招集し、議長となる。

第7章 顧問

(顧問)

第35条 この会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、総会及び理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第37条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の処分制限)

第38条 この法人は、会員その他の者に対し、剩余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この法人は、総会の決議によって、定款を変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体、又は公益社団法人もしくは公益財團法人、又は公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に帰属させるものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

第11章 職 員

(職 員)

第43条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

第12章 雜 則

(細 則)

第44条 この定款施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
3. この法人の設立時会員の氏名及び住所は次のとおりとする。

<必要的記載事項>

4. この法人の設立時理事は、次に掲げる者とする。
5. この法人の設立時監事は、次に掲げる者とする。

別 表

地 区	所 属 す る 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
関 東 甲 信	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
東 海 北 陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県 福井県
近 畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中 国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四 国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九 州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

一般社団法人 全国精神保健福祉連絡協議会役員名簿

平成28年7月1日現在

区分	会長名	所屬	〒	所在地	T E L
会長	竹島 正	川崎市精神保健福祉センター所長 健康福祉局障害保健福祉部担当部長	212-0005	川崎市東田町8 パレールビル12階 精神保健福祉センター	044-200-2510
副会長	松岡 洋夫	(公社)宮城県精神保健福祉協議会会長	989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20 宮城県精神保健福祉センター	0229-23-0021
北海道	池田 虹明	北海道精神保健協会会长	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1-13 こころのリカバリー総合支援センター	011-861-6353
東 北	松岡 洋夫	(副会長)			
東海	水野 雅文	東京都精神保健福祉協議会会长	143-8541	大田区大森西6-11-1 東邦大学医学部精神神経医学講座内	03-3762-4151(670)
東北	加藤 正武	静岡県精神保健福祉協会会长	422-8033	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合疗育館4階	054-202-1220
近畿	高橋 幸彦	(社)大阪精神保健福祉協議会会长	591-8003	堺市北区船堀町2-8-7 大阪精神科病院協会内	072-255-5611
中 国	藤田 健三	(社)岡山県精神保健福祉協会会长	700-0985	岡山市北区厚生町3-3-1 岡山県立精神保健福祉センター内	086-201-0441
四 国	大森 哲郎	徳島県精神保健福祉協会会长	770-8570	徳島市万代町1-1 徳島県保健福祉部健康増進課内	088-621-2225
九 州	神庭 重信	福岡県精神保健福祉協会会长	816-0804	春日市原町3-1-7 福岡県精神保健福祉センター内	092-584-8720
学識経験者	高畠 隆	(公社)埼玉県精神保健福祉協議会顧問	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2 県立精神保健福祉センター企画広報担当内	048-723-5331
監事	丸山 晋	ルーテル学院大学総合人間学部教授	181-0015	三鷹市大沢3-10-20	0422-31-4682
顧問	日下 忠文	千葉県精神保健福祉協議会名誉院長	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター内	080-7000-2093
	浅井 昌弘	(財)井之頭病院名譽院長	181-8531	三鷹市上連雀4-14-1	
	中尾 弘之	福岡県精神保健福祉協会名誉会長	838-0823	朝倉郡筑前町大久保500 朝倉記念病院	0946-22-1011
	佐藤 壱三	(NPO)千葉県精神保健福祉協議会顧問	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター内	080-7000-2093
	中込 和幸	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所所長	187-8553	小平市小川東町4-1-1 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所	042-346-1942

地方精神保健福祉協議会名簿

地区	名 称	会 長 名	会 所	在 地	T E L	F A X
北海道精神保健協会	池田 順明	003-0029	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	こころのリカバリー総合支援センター内	011-861-6353	011-861-6330
青森県精神保健福祉協会	中村 和彦	038-0031	青森市大字三内字沢部353-92	青森県立精神保健福祉センター内	017-787-3951	017-787-3956
岩手県精神保健福祉協会	大塙 耕太郎	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	岩手県精神保健福祉センター内	019-629-9617	019-629-9603
(公社)宮城県精神保健福祉協会	松岡 洋夫	989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20	宮城県精神保健福祉センター内	0229-23-0021	0229-23-0388
秋田県精神保健福祉協会	清水 徹男	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館 4階	018-864-5011	018-864-5011
山形県精神保健福祉協会	大谷 浩一	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県精神保健福祉センター内	023-624-1217	023-624-1656
(社)福島県精神保健福祉協会	矢部 博興	960-8012	福島市御山町8-30	福島県精神保健福祉センター内	024-533-3556	024-533-2408
新潟県精神保健福祉協会	染矢 俊幸	950-0994	新潟市中央区上所2-2-3	新潟県精神保健福祉センター内	025-280-0111	025-280-0112
茨城県精神保健福祉協会	池田 八郎	310-0852	水戸市笠原町不動産993-2	茨城県精神保健福祉センター内	029-241-3352	029-241-3352
(財)砺木県精神衛生協会	青木 公平	320-0032	宇都宮市昭和2-2-7	埼玉県立精神保健福祉センター内	028-622-7526	028-622-7879
群馬県精神保健福祉協会	福田 正人	379-2166	前橋市野中町368	群馬県こころの健康センター内	027-263-1166	027-261-9912
(公社)埼玉県精神保健福祉協会	山内 俊雄	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	埼玉県立精神保健福祉センター内	048-723-5331	048-723-5331
(NPO)千葉県精神保健福祉協議会	日下 忠文	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	千葉県精神保健福祉センター内	080-7000-2093	043-265-3963
東京都精神保健福祉協議会	水野 雅文	143-8541	東京都大森西6-11-1	東邦大学医学部精神神経医学講座内	03-3762-4151(670)	03-5471-5774
(社)神奈川県精神保健福祉協会	西井 華子	233-0006	横浜市港南区芦が谷2-5-2	神奈川県立精神保健福祉センター内	045-827-1688	045-827-1688
山梨県精神保健協会	松井 紀和	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉ア'3F	山梨県立精神保健福祉センター内	055-254-8644	055-254-8647
長野県精神保健福祉協議会	渡辺 啓一	380-0928	長野市若里7-1-7	長野県精神保健福祉センター内	026-227-1810	026-227-1170
静岡県精神保健福祉協会	加藤 正武	422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	静岡総合疗育館4階	054-202-1220	054-202-1220
愛知県精神保健福祉協会	尾崎 紀夫	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1	愛知県精神保健福祉センター内	052-962-5377	052-962-5375
岐阜県精神保健福祉協会	田口 真源	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県・福祉農業会館3F	058-273-5720	058-273-5720
三重県精神保健福祉協議会	岡田 元宏	514-8567	津市桜橋3-446-34	三重県津疗育保健所棟2F	059-223-5241	059-223-5242
(公社)富山县精神保健福祉協会	高柳 功	930-0887	富山市五福474-2	ゆりの木の里内	076-433-0383	076-433-6695
石川県精神保健福祉協会	越野 好文	920-8201	金沢市鞍月東2-6	こころの健康センター内	076-238-5761	076-238-5762

地区	名 称	会 長 名	〒 所 在 地	T E L	F A X
	福井県精神保健福祉協会	和田 有司	910-0026 福井市光陽2-3-36	福井県総合福祉相談所障害者支援課精神G	0776-24-5135 0776-24-8834
	滋賀県精神保健福祉協会	山田 尚登	525-0072 草津市笠山8-4-25	滋賀県立精神医療センター内	077-567-5250 077-567-5250
(社)京都精神保健福祉協会	林 拓二	602-8143 京都市上京区堀川通丸太町下る 西入仲之町1519	京都社会福祉会館4階	075-822-3051	075-822-3051
(社)大阪精神保健福祉協議会	高橋 幸彦	591-8003 堺市北区船堂町2-8-7	大阪精神科病院協会内	072-255-5611	06-4791-4895
(社)兵庫県精神保健福祉協会	橋本 健志	651-0073 神戸市中央区浜海岸通1-3-2	兵庫県立精神保健福祉センター内	078-252-4980	078-252-4981
和歌山县精神保健福祉協会	西本 香代子	640-8319 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビック'愛	和歌山県精神保健福祉センター内	073-435-5194	073-435-5193
鳥取県精神保健福祉協会	青木 茂	680-0901 鳥取市江津318-1	鳥取県立精神保健福祉センター内	0857-21-3031	0857-21-3034
島根県精神保健福祉協会	堀口 淳	690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F	島根県立心と体の相談センター内	0852-32-5905	0852-32-5924
(社)岡山県精神保健福祉協会	藤田 健三	703-8278 岡山市中区古京町1-1-10-101	岡山県立精神保健福祉センター内	086-273-0640	086-272-8881
(社)広島県精神保健福祉協会	山脇 成人	739-0323 広島市安芸区中野東4-11-13	瀬野川病院内	082-893-6242	082-893-6242
山口県精神保健福祉協会	渡辺 義文	747-0801 防府市駅南町13-40	山口県立精神保健福祉センター内	0835-27-3480	0835-27-4457
徳島県精神保健福祉協会	大森 哲郎	770-8570 徳島市万代町1-1	徳島県保健福祉部健康増進課内	088-621-2225	088-621-2841
香川県精神保健福祉協会	中村 祐	760-8570 高松市番町4-1-10	香川県健康福祉部障害福祉課内	087-832-3294	087-806-0240
愛媛県精神保健福祉協会	上野 修一	790-8570 松山市一番町4-4-2	愛媛県保健福祉部健康増進課内	089-934-5714	089-912-2399
高知県精神保健福祉協会	明神 和弘	780-0850 高知市丸ノ内1-2-20	高知県地域福祉部障害保健福祉課内	088-823-9669	088-823-9260
福岡県精神保健福祉協会	神庭 重信	816-0804 春日市原町3-1-7	福岡県精神保健福祉センター内	092-584-8720	092-584-8720
佐賀県精神保健福祉協会	門司 覧	845-0001 佐賀県小城市小城町178-9	佐賀県精神保健福祉センター内	0952-73-5060	0952-73-3388
(一社)長崎県精神保健福祉協会	小澤 寛樹	852-8114 長崎市橋口町10-22	長崎子ども・女性・障害者支援センター内	095-846-5115	095-846-8920
(公社)熊本県精神保健福祉協会	池田 学	862-0920 熊本市東区月出3-1-120	大分県こころの相談支援センター内	096-285-6884	096-285-6885
大分県精神保健福祉協会	渕野 耕三	870-1155 大分市玉沢平石908	大分県こころの相談支援センター内	097-541-5276	097-541-6627
宮崎県精神保健福祉連絡協議会	高宮 厳樹	880-0032 宮崎市豊島1-1-2	宮崎県精神保健福祉センター内	0985-27-5663	0985-27-5276
鹿児島県精神保健福祉協議会	富永 秀文	890-0021 鹿児島市小野1-1-1	鹿児島県精神保健福祉センター内	099-218-4755	099-228-9556
(一財)沖縄県精神保健福祉協会	仲本 晴男	901-1104 島尻郡南風原町宮平212-3	沖縄県立総合精神保健福祉センター2階	098-888-1396	098-888-1396



一般社団法人

全国精神保健福祉連絡協議会

〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 精神保健計画研究部内
TEL・FAX 042-345-6608